

2022年度自己点検・評価シート (大学全体)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。	A	<p>本学は、「キリスト教の信仰に基づく女子教育」を建学の精神と定め、「For Others」を教育理念としている。このもとに定められた学則において本学の使命、目的を掲げており、次のとおり明示している。</p> <p>大学院学則第1条 「本学は、キリスト教を教育の基本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教育を授け、専門の学問を教授研究し、もって真理と平和を愛し、人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする。」</p> <p>大学院学則第1条 「フェリス女学院大学大学院は、キリスト教を教育の基本方針となすフェリス女学院大学の建学の精神に基づき、高度の専門の学術に関して、その研究方法、倫理及び応用を教授研究し文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献する能力をもった女性を育成することを目的とする。」</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・大学として掲げる理念は、どのような内容か。 ・教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学としての目的及び学部・研究科における教育研究上の目的は、どのような内容か。 ・上記の学部・研究科の目的は、大学の理念・目的と連関しているか。 ・上記の大学及び学部・研究科の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ・学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 	
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性は適切か。	A	<p>本学は、建学の精神及び教育理念のもとに大学及び大学院における使命・目的を掲げ、学部、研究科ごとの教育研究目的(人材養成目的)を定めている。また、学部においては各学科の人材養成目的も定めており、本学の基本理念と、学部・学科、研究科の教育研究目的は連関している。</p>					
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。	A	<p>大学の目的及び使命は、大学院学則第1条に、各学部の教育研究目的(人材養成目的)は第2条の2に明示している。大学院の目的は、大学院学則第1条に、課程の目的は第2条の2に、各研究科の教育研究目的(人材養成目的)は第4条の2に明示している。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・理念・目的は、学則又はこれに準ずる規則等に定められているか。 ・理念・目的は、どのような方法によって教職員及び学生に周知され、また、社会に対して公表されているか。 ・上記の周知・公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか 	<p>1 大学の理念・目的の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 <p>2 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究上の目的を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的を設定しているが、これを学則等に規定していない場合は、改善課題として指摘する。 ・研究科において、修士課程・博士課程・専門職学位課程で教育研究上の目的を同一としている場合、それらはそれぞれ別のほうがより望ましいため、概評において上記課程ごとの目的の設定が望まれる旨を記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ・大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針(学部全体)
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	<p>大学・大学院の目的及び使命、学部・研究科の教育研究目的(人材養成目的)は、大学院学則、大学院学則に明示し、学部の各学科における人材養成目的については、「三つの方針」とともに、毎年度配布する『学生要覧』、『大学院要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。</p> <p>また、大学公式サイトには、建学の精神、教育理念、各学部・研究科の教育研究目的(人材養成目的)のほか、学部の各学科における人材養成目的も掲載し、社会への周知を図っている。</p> <p>受験生に対しては、『入学案内』に掲載するとともに、オープンキャンパス等でも重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。</p> <p>国際交流学部では、2023年度に向けて3つのプログラム制の見直しを行い、同時にそれに沿ったDP及びCPの見直しも行った。各プログラムで対象とする具体的な分野の明示などを行い、専門領域の明確化を図った。2023年4月に公式サイトで公開したほか、『学生要覧』にも掲載している。</p>					

<p>103</p>	<p>大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。</p>	<p>A</p> <p>(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策は設定されているか。</p> <p>・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定</p>	<p>A</p> <p>2020年4月施行の私立学校法の一部改正を踏まえ、学校法人フェリス女学院としての中期計画を策定し、そのもとに大学・中高・事務局の中期計画を位置付ける体制となった。学院中期計画の策定にあたっては、150周年以降の本院が目指す教学ビジョンである「フェリス女学院ミッションステートメント」が定められ、これを実現するための計画として「フェリス女学院中期計画2021-2025」が策定された。大学はこのもとで、大学中期計画「21-25 PLAN」を進めている。なお、学院中期計画が策定される1年前に、大学では2030年を見据えた大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』を策定し理事会でも承認済みであったことから、大学中期計画「21-25 PLAN」は、「フェリス女学院ミッションステートメント」、「フェリス女学院中期計画2021-2025」、大学グランドデザイン『Ferris Univ.2030』を融合するかたちで具体的な行動計画に落とし込んだものとなっている。</p> <p>2021年度に開始した「フェリス女学院中期計画2021-2025」では、この5年間を学院が長期的に発展していくための「教学の自己変革」の期間と位置づけている。これを受け大学においても2021年度に「変革方針」を策定し、大学中期計画「21-25 PLAN」を再編成した。</p> <p>2022年度に受審した「第3期認証評価」では、3点の長所と、2点の改善課題が提示された。2点の改善課題については、2023年度中に大学中期計画に組み込み、改善に向けて取り組んで行く必要がある(2点の改善課題：学部・大学院における学修成果の把握(大学基準4 教育課程・学習成果)、大学院在籍学生数比率(大学基準5 学生の受け入れ))。</p>			<p>・中・長期の計画その他の諸施策は、どのような内容か。また、認証評価の結果等はこれにどのように反映されているか。</p> <p>・上記の計画、施策等は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっているか。</p>		<p>中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリス女学院中期計画2021-2025(2020年度版) ・フェリス女学院中期計画2021-2025(2021年度版) ・大学公式サイト 大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』
------------	---	--	--	--	--	--	--	--

2022年度自己点検・評価シート (キリスト教研究所)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。		(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。					<ul style="list-style-type: none"> 大学として掲げる理念は、どのような内容か。 教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学としての目的及び学部・研究科における教育研究上の目的は、どのような内容か。 上記の学部・研究科の目的は、大学の理念・目的と関連しているか。 上記の大学及び学部・研究科の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されているか。 		<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為又は定款 学校法人フェリス女学院寄附行為
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性は適切か。				<ul style="list-style-type: none"> 学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 フェリス女学院大学学則 フェリス女学院大学大学院学則 			
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。					<ul style="list-style-type: none"> 理念・目的は、学則又はこれに準ずる規則等に定められているか。 理念・目的は、どのような方法によって教職員及び学生に周知され、また、社会に対して公表されているか。 上記の周知・公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか 	<p>1 大学の理念・目的の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 <p>2 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育研究上の目的を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 教育研究上の目的を設定しているが、これを学則等に規定していない場合は、改善課題として指摘する。 研究科において、修士課程・博士課程・専門職学位課程で教育研究上の目的を同一としている場合、それらはそれぞれ別のほうがより望ましいため、概評において上記課程ごとの目的の設定が望まれる旨を記述する。 教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学、学部・研究科を紹介するパンフレット 大学案内 大学院案内
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	<p>大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則、大学院学則に明示するとともに、学生要覧、大学院要覧にも掲載し、主に学生、教職員に周知している。</p> <p>また、大学公式サイトには、建学の精神、教育理念、各学部・研究科の教育研究上の目的のほか、学部の各学科、研究科の専攻ごとに定めた三つの方針も掲載し、社会への周知を図っている。</p> <p>受験生に対しては、入学案内に掲載するとともに、オープンキャンパス等でも重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。</p>					
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。		(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。					<ul style="list-style-type: none"> 中・長期の計画その他の諸施策は、どのような内容か。また、認証評価の結果等はこれにどのように反映されているか。 上記の計画、施策等は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっているか。 		<ul style="list-style-type: none"> 中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 フェリス女学院中期計画2021-2025(2020年度版) フェリス女学院中期計画2021-2025(2021年度版) 大学公式サイト 大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』

2022年度自己点検・評価シート
(宗教センター)

基準1(宗教センター)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。		(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。					<ul style="list-style-type: none"> 大学として掲げる理念は、どのような内容か。 教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学としての目的及び学部・研究科における教育研究上の目的は、どのような内容か。 上記の学部・研究科の目的は、大学の理念・目的と関連しているか。 上記の大学及び学部・研究科の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されているか。 		<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為又は定款 学校法人フェリス女学院寄附行為
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性は適切か。				<ul style="list-style-type: none"> 学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 フェリス女学院大学学則 フェリス女学院大学大学院学則 			
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。					<ul style="list-style-type: none"> 理念・目的は、学則又はこれに準ずる規則等に定められているか。 理念・目的は、どのような方法によって教職員及び学生に周知され、また、社会に対して公表されているか。 上記の周知・公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 	<p>1 大学の理念・目的の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 <p>2 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育研究上の目的を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 教育研究上の目的を設定しているが、これを学則等に規定していない場合は、改善課題として指摘する。 研究科において、修士課程・博士課程・専門職学位課程で教育研究上の目的を同一としている場合、それらはそれぞれ別のほうがより望ましいため、概評において上記課程ごとの目的の設定が望まれる旨を記述する。 教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学、学部・研究科を紹介するパンフレット 大学案内 大学院案内
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	<p>学内礼拝週報や、講演会や諸行事の案内を学生に配布し、参加の呼びかけを行っている。また、宗教センター活動案内のリーフレット、講演および諸行事の記録である「待望」、学内礼拝説教集「アンタハテン」も、やはり学生に配布している。</p> <p>大学公式サイトでは、宗教センターのページにおいて、フェリスのキリスト教教育や宗教センターの活動について記している。また「フェリスを綴る」においても活動報告を行い、社会への周知を図っている。</p>	<p>大学礼拝やキリスト教講演会において、一定の役割を学生たちに担ってもらった。当人らにとっても他の学生にとっても、キリスト教の実践面を学ぶ機会になったと思われる。</p>	<p>クリスマス礼拝において遠隔会議システムの接続不良があった。情報システム課との連携を強めたい。</p>			
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。		(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。					<ul style="list-style-type: none"> 中・長期の計画その他の諸施策は、どのような内容か。また、認証評価の結果等はこれにどのように反映されているか。 上記の計画、施策等は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 フェリス女学院中期計画2021-2025(2020年度版) フェリス女学院中期計画2021-2025(2021年度版) 大学公式サイト「大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』」 	

2022年度自己点検・評価シート
(本部事務局)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。		(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。					<ul style="list-style-type: none"> ・大学として掲げる理念は、どのような内容か。 ・教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学としての目的及び学部・研究科における教育研究上の目的は、どのような内容か。 ・上記の学部・研究科の目的は、大学の理念・目的と連関しているか。 ・上記の大学及び学部・研究科の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附行為又は定款 ・ 学校法人フェリス女学院寄附行為
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性は適切か。							
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。		(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。					<ul style="list-style-type: none"> ・ 理念・目的は、学則又はこれに準ずる規則等に定められているか。 ・ 理念・目的は、どのような方法によって教職員及び学生に周知され、また、社会に対して公表されているか。 ・ 上記の周知・公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか 	<p>1 大学の理念・目的の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 <p>2 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究上の目的を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・ 教育研究上の目的を設定しているが、これを学則等に規定していない場合は、改善課題として指摘する。 ・ 研究科において、修士課程・博士課程・専門職学位課程で教育研究上の目的を同一としている場合、それらはそれぞれ別のほうがより望ましいため、概評において上記課程ごとの目的の設定が望まれる旨を記述する。 ・ 教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・ 大学案内 ・ 大学院案内
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。							
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	A	(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。 ・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定<2020年3月追加項目>	A	2021～2025年度を期間とする中期計画(「中期計画2021-2025」)を策定している。この中期計画は、150周年以降(2021年度以降)のフェリス女学院が目指す教学ビジョンである「フェリス女学院ミッションステートメント」を実現するための計画として策定した。なお、中期計画は根幹となる学院中期計画のもと、大学・中高・事務局の各中期計画から構成されており、学院全体として体系的な計画となっている。			<ul style="list-style-type: none"> ・ 中・長期の計画その他の諸施策は、どのような内容か。また、認証評価の結果等はこれにどのように反映されているか。 ・ 上記の計画、施策等は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・ フェリス女学院中期計画2021-2025(2020年度版) ・ フェリス女学院中期計画2021-2025(2021年度版) ・ 大学公式サイト 大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』

2022年度自己点検・評価シート
(大学全学内部質保証推進委員会)

基準2(全学内部質保証推進委員会)

大学基準2 内部質保証

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組みなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
201	内部質保証のための全学的な方針と手続を明示しているか。	A	(1) 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続を設定し明示しているか。 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)	A	「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」の中で、本学における全学的な内部質保証の方針として「内部質保証に関する方針」を定めている。また、「内部質保証に関する方針」をふまえて、本学における内部質保証の基本的な考え方や全学的な手続を示した「内部質保証の基本的な考え方及び手続」も定め、どちらも大学公式サイトで公表している。 フェリス女学院大学の教育研究活動の方針「2 内部質保証に関する方針」 https://www.ferris.ac.jp/about/approach/guarantee/#policy			・内部質保証のための全学的な方針及び手続は、どのような内容か。 ・上記の方針及び手続は、どのように学内で共有されているか。	<p>●【基準2】内部質保証の体制<体制の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証にかかる体制が整備されておらず、検討もされていない場合は、是正勧告として指摘する。 内部質保証の推進に責任を負う組織(以下「内部質保証推進組織」という。)は整備されているが、内部質保証にかかる他の組織との連携が不十分である場合は、改善課題として指摘する。 <p><権限・役割分担の明確化></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証にかかる体制に関する権限・役割が定められていない、又は、定められているものの重度な不備が見られる場合は、是正勧告として指摘する。 内部質保証にかかる体制に関する権限・役割が定められているものの軽度の不備が見られる場合は、改善課題として指摘する。 <p>●【基準2】内部質保証システムの有効性<内部質保証推進組織による教学マネジメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 各学部・研究科の自己点検・評価結果に基づいて、内部質保証推進組織による改善のための検討が行われていない場合は、是正勧告として指摘する。 各学部・研究科の自己点検・評価結果に基づいて、内部質保証推進組織による改善のための検討が行われているものの、改善へのフィードバックが不十分である場合は、改善課題として指摘する。 <p>・内部質保証推進組織を中心とする以下の取組が不十分な場合は、改善課題として指摘する。 ⇒各学部・研究科のPDCAサイクルに対する内部質保証推進組織のマネジメント ⇒各学部・研究科の自己点検・評価結果を踏まえた改善支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証関係の規程類 全学内部質保証推進委員会規程 自己点検・評価委員会規程 外部評価委員会規程 <ul style="list-style-type: none"> 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を明らかにし学内で共有した資料 内部質保証に関する方針 内部質保証の基本的な考え方及び手続 内部質保証体制図 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証のための全学的な方針と手続に関するその他の資料としては、全学内部質保証推進組織と学部、研究科等との役割分担を示したチャート図などが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証関係の規程類 全学内部質保証推進委員会規程 自己点検・評価委員会規程 外部評価委員会規程
202	内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	A	(1) 全学内部質保証推進組織・学内体制を整備しているか。 (2) 全学内部質保証推進組織はどのようなメンバーで構成されているか。	B A	本学における内部質保証を推進する組織は、大学全学内部質保証推進委員会である。大学全学内部質保証推進委員会では、内部質保証に関する全学的な方針の策定、点検・評価の適切性や点検・評価結果の活用の有効性の検証、本学の自己点検・評価結果がより内部質保証に資するものとなるための改善方策の検討などを行っている。また、大学全学内部質保証推進委員会のもとに、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会を置くことで、本学における内部質保証体制の妥当性・客観性を担保している。 大学全学内部質保証推進委員会は、学長、副学長2名、各学部長、各研究科長、大学事務部長、大学事務部次長で構成している。 なお、ここ数年は、本来の役割である全学的な教育の質保証に関する検討に加え、大学執行部としての意見のとりまとめを行う役割も有していることから、規定の構成員のほかに、教務部長、学生部長、国際部長、入試部長、大学選出理事にも出席を依頼し、拡大委員会として開催している。		大学全学内部質保証推進委員会のあり方の検討について、「検証結果に基づく行動計画」に掲げ課題として認識しているが、2022年度は具体的な検討には着手できなかった。今後の学内体制の方向性に合わせて、検討を進めることとする。	・大学全体の内部質保証体制は、どのような構造になっているか。 ・全学内部質保証推進組織をはじめとして、内部質保証に大きな役割を果たす(諸)組織の権限と役割、また学部・研究科等の組織との役割分担や連携のあり方は、規程上どのように定められているか。 ・全学内部質保証推進組織は、どのようなメンバーで構成されているか。	<p>●【基準2】内部質保証システムの有効性<内部質保証推進組織による教学マネジメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 各学部・研究科の自己点検・評価結果に基づいて、内部質保証推進組織による改善のための検討が行われていない場合は、是正勧告として指摘する。 各学部・研究科の自己点検・評価結果に基づいて、内部質保証推進組織による改善のための検討が行われているものの、改善へのフィードバックが不十分である場合は、改善課題として指摘する。 <p>・内部質保証推進組織を中心とする以下の取組が不十分な場合は、改善課題として指摘する。 ⇒各学部・研究科のPDCAサイクルに対する内部質保証推進組織のマネジメント ⇒各学部・研究科の自己点検・評価結果を踏まえた改善支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証関係の規程類 全学内部質保証推進委員会規程 自己点検・評価委員会規程 外部評価委員会規程
203	方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	A	(1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を設定しているか。	A	「フェリス女学院大学教育研究活動の方針」において、「教育課程・学修成果に関する方針」及び「学生の受け入れに関する方針」を定めている。 フェリス女学院大学の教育研究活動の方針「4 教育課程・学修成果に関する方針」 https://www.ferris.ac.jp/about/approach/diploma-curriculum/#policy 「5 学生の受け入れに関する方針」 https://www.ferris.ac.jp/about/approach/admission/#policy		・内部質保証システムを機能させ、大学の理念・目的の実現に向けた教育活動が行われるよう、3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針)を策定するための全学的な基本方針が定められているか。またその方針は、どのような内容か。 ・各学部・研究科における3つの方針 [*] は、上記の全学的な基本方針と整合しているか。 [*] 3つの方針の内容等は、基準4及び基準5のそれぞれ該当する「点検・評価項目」において評価する。ここでは、全学的な基本方針との整合性について評価する。			

203	(つづき)	A	<p>(2) 方針及び手続に従った内部質保証活動を実施しているか。</p> <p>A</p> <p>内部質保証に関する方針及び手続については、「内部質保証に関する方針」、「内部質保証の基本的な考え方及び手続」に定めている。また、内部質保証のプロセスを年間スケジュールに落とし込んだフロー図も作成し、大学全学内部質保証推進委員会で審議の上、関係委員会に報告しており、これに沿って進めている。 点検・評価活動が方針に示されたプロセスに沿って実施されていることの検証は、例年、自己点検・評価及び外部評価がすべて終了する10月に大学全学内部質保証推進委員会において行い、その結果を大学評議会・大学院委員会に報告している。</p>					
		A	<p>(3) 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組をおこなっているか。</p> <p>A</p> <p>大学全学内部質保証推進委員会において、自己点検・評価及び外部評価の検証を行い、その結果に基づき、学長（全学内部質保証推進委員長）は教育研究活動の改善・向上のための行動計画「検証結果に基づく行動計画」を作成することとしている。「検証結果に基づく行動計画」に記載した事項については、大学評議会及び大学院委員会の議を経て適切な措置を取り、各学部・研究科その他の組織におけるPDCAサイクルの機能を促進させることとしている。なお、点検・評価の過程で急ぎ対応することが必要な課題に関しては、年間の検証プロセスを終了、課題が顕在化した時点で大学評議会及び大学院委員会において報告あるいは審議し、措置を取ることとしている。</p>			<p>・全学的な内部質保証の取組は、方針と手続に従って行われているか。 ・全学内部質保証推進組織は、各学部・研究科による3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスを、どのように運営・支援しているか。 ・学部・研究科その他の組織における自己点検・評価はどのように行われているか。 ・学部・研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、全学的にどのような工夫がされているか。 ・内部質保証の取組は教育の充実、学習成果の向上等の取組にどのように寄与しているか。 ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに対応する体制や仕組みは、どのように構築されているか。また、全学内部質保証推進組織はどのように関与しているか。</p>	<p>■全学内部質保証推進組織の活動が分かる資料 ・全学内部質保証推進委員会記録 ・「自己点検・評価」に関する各委員会の流れ</p> <p>《参考》 ■内部質保証システムの機能を示すその他の資料として、大学全体の情報収集・分析等の取組（IR）に関する資料や、全学的な自己点検・評価の結果を踏まえて立案した改善計画書、その成果を表した資料等が考えられます。 ・検証結果に基づく行動計画</p>	
		A	<p>(4) 学部・研究科その他の組織における点検・評価を定期的に実施しているか。</p> <p>A</p> <p>各学部・研究科では、「自己点検・評価シート」をもとに、学部長・研究科長、学科主任・専攻主任、教務主任・教務責任者、入試主任・入試責任者等で構成される主任等会議を中心に自己点検・評価を行い、各学部教授会・研究科委員会において報告し、構成員間で共有している。また、各部門においては、「自己点検・評価シート」をもとに所管委員会において自己点検・評価を行っている。 自己点検・評価にあたっては、「今後改善が必要な点」として抽出した事項について、当該部門としての対応策も検討している。</p>					<p>■各学部・研究科が点検・評価の結果作成した報告書等の資料※ ・自己点検・評価シート（学部・研究科）</p>
		A	<p>(5) 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上に計画的に取り組んでいるか。</p> <p>A</p> <p>学部・研究科、CLA、その他の組織（センター等）については、各所管委員会において自己点検・評価を行うこととし、課題があった場合には、改善に向けた対応についても委員会で検討することとしている。また、各所管における自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会に報告し、効果が上がっている点や今後改善が必要な点などを共有することとしている。各所管委員会で取り扱うことが難しい課題については、自己点検・評価委員会及び大学全学内部質保証推進委員会で全学的に共有した後、学長が改善に向けた計画「検証結果に基づく行動計画」を作成する。「検証結果に基づく行動計画」は、大学評議会での承認を経た上で、関係部門に伝え対応を要請するサイクルを構築している。</p>				<p><文部科学省、認証評価機関からの指摘（※）への対応> ・文部科学省、認証評価機関からの指摘への対応が行われていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・文部科学省、認証評価機関からの指摘への対応が行われているが不十分である場合は、改善課題として指摘する（軽微なものは除く）。 ※ ここでいう文部科学省からの「指摘」には、設置計画履行状況等調査の結果に付されたものを含まない。設置計画履行状況等調査への対応状況については、「基礎要件に係る評価の指針」として別に定める。</p>	
		A	<p>(6) 行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対し適切に対応しているか。</p> <p>A</p> <p>2022年度は第3期認証評価を受審し、改善課題として、学部・大学院において学位授与方針に示した学修成果の測定が不十分であること、大学院における定員管理に課題があることが挙げられた。これらの指摘事項については、すでに学内で課題と認識し、「検証結果に基づく行動計画」にも掲げているが、改善に向けて計画的に進めるため、中期計画にも盛り込んだ上で取り組むこととしている。</p>				<p>3 設置計画履行状況等調査への対応（5カ年） ・文部科学省による設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた改善活動の状況から、内部質保証システムの機能に問題があると判断される場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題を指摘する。</p>	<p>■設置履行状況等調査、認証評価機関等で指摘された事項及びそれに対する改善等の取り組みが分かる資料 ・改善報告書提出時資料「大学全体の取組の概要」 ・改善報告書検討結果</p>

203	(つづき)		(7) 点検・評価における客観性、妥当性を確保しているか。	A	自己点検・評価を含む全学的な内部質保証の適切性・有効性を客観的に担保し、教育研究水準の向上と活性化を図るため、2018年度から外部評価委員会を設置している。2022年度の外部評価では、「2021年度事業報告」、「2021年度自己点検・評価結果」に沿って、フェリス女学院大学の取組について意見交換を行った。外部評価委員会において「フェリス女学院大学外部評価報告書」としてまとめられた委員による改革・改善のための提言・助言は学長に提出され、学内の委員会を通じて教職員に還元し、次年度の取組等に活かすこととしている。				<p>《参考》</p> <p>■自己点検・評価の客観性・妥当性を図る取組を示す資料として、外部評価の受審に関する資料等が考えられます。</p> <p>・フェリス女学院大学外部評価報告書</p>
204	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	A	(1) 教育情報、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を公表しているか。	A	教育研究活動については、「学校教育法施行規則」第172条の2に基づく「教育情報の公表」として、法令に定められている事項を中心に大学公式サイト「情報公開」ページに掲載している。また、教職課程を設置していることから、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく「教員の養成の状況についての情報」も「情報公開」ページに掲載している。自己点検・評価結果は、大学全学内部質保証推進委員会によって公表することと規定しており、同委員会で確認のうえ、毎年の自己点検・評価結果及び各学部・研究科、各部門で作成した自己点検・評価シートを公表している。財務情報については、財務関係書類として、予算書、決算書、監査報告書、事業計画書、事業報告書を学校法人フェリス女学院の公式サイトに公表しており、大学公式サイト「情報公開」ページにリンクを貼り、掲載している。		<p>・社会に対して説明責任を果たすために、どのような情報が公表されているか。</p> <p>・上記の情報は、どのような方法によって公表されているか。</p> <p>・上記の情報の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。</p>	<p>4 点検・評価結果の公表</p> <p>・点検・評価結果をいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。</p> <p>・点検・評価結果を公表しているが、これをホームページ上で公表していない場合は、改善課題として指摘する。</p> <p>5 教育情報の公表</p> <p>・教育情報をいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。</p> <p>・教育情報を公表しているが、これをホームページ上で公表していない場合は、改善課題として指摘する。</p> <p>・教育情報の公表内容に虚偽や不備がある場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題を指摘する。</p>	<p>■教育情報を公表しているウェブサイト</p> <p>・大学公式サイト 情報公開ページ</p> <p>■自己点検・評価の結果を公表しているウェブサイト</p> <p>・大学公式サイト 大学評価、自己点検ページ</p> <p>■財務の情報を公表しているウェブサイト</p> <p>・学院公式サイト 中期計画・事業計画・事業報告・財務情報ページ</p>
			(2) 公表する情報は正確かつ信頼できるものであるか。	A	教育情報は、学校基本調査の教値、学内会議等で確定した情報を5月～6月上旬を目途に掲載している。自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会点検・評価を行った後、大学全学内部質保証推進委員会及び大学評議会・大学院委員会に報告した上で掲載している。財務情報は、5月開催の理事会で承認されたのち、すみやかに掲載している。			<p>6 財務関係書類の公表</p> <p>・財務関係書類をいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。</p> <p>・財務関係書類を公表しているが、これをホームページ上で公表していない場合は、改善課題として指摘する。</p> <p>・財務関係書類の公表内容に虚偽や不備がある場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題を指摘する。</p>	
			(3) 公表する情報を適切に更新しているか。	A	公表する情報は、年度末に点検を行い、各項目の担当部門に更新依頼をしている。年度途中で変更が生じた項目については随時更新し、常時最新の情報が公表できるよう努めている。				<p>《参考》</p> <p>■情報公開の状況を示す資料のほか、情報公開の適切性について検討した会議体の議事録等を資料とすることが考えられます。</p>

205	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。	A	(1) 全学的なPDCAサイクルは、適切かつ有効か。	A	全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の検証は、当該年度の自己点検・評価及び外部評価が終了するタイミング(10月)で大学全学内部質保証推進委員会において行っている。 2022年度も「点検・評価プロセスの適切性」及び「点検・評価結果の活用の有効性」の二つの観点で検証を行った。「点検・評価プロセスの適切性」については、毎年度初めに作成する「自己点検・評価に関する各委員会の流れ」及び各委員会規程に規定された役割等に照らし、自己点検・評価及び外部評価が適切に行われているかを検証した。「点検・評価結果の活用の有効性」の検証については、大学基準協会の定める「評価の指針」のうち、大学基準2「内部質保証推進組織による教学マネジメント」の項目に沿って行った。検証結果は、大学評議会・大学院委員会に報告している。またこの検証により、改善が必要と判断するプロセスや実施体制が抽出された場合には、学長が策定する「検証結果に基づく行動計画」として取り上げ、大学全学内部質保証推進委員会が担当部署となって改善方策を検討することとしている。			<ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証システムの自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、内部質保証システムの改善・向上に向けた取組は、どのように行われているか。 	<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■内部質保証システムの改善実例を示す資料や、全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性を学内で検証し改善・向上に取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・「自己点検・評価」に関する各委員会の流れ ・全学内部質保証推進委員会記録 ・自己点検・評価結果 ・検証結果に基づく改善・向上のための行動計画 ・自己点検・評価シート
			(2) 適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価を実施しているか。	A	内部質保証の適切性について、2023年度第4回第大学全学内部質保証推進委員会(2023年5月29日～6月2日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準2)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	「⑤今後改善が必要な点」で挙げた事項についての対応を進め、本学における内部質保証のさらなる体制整備に取り組んで行く。				

2022年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料	
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。	A	本学は、理念・目的の実現のための教育研究組織として、文学部(英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科)、音楽学部(音楽芸術学科、演奏学科)、国際交流学部(国際交流学科)の3学部・6学科、またこれらを基礎とする人文科学研究科、(英語英米文学専攻、日本語日本文学専攻、コミュニケーション学専攻)、音楽研究科(音楽芸術専攻、演奏専攻)、国際交流研究科(国際交流専攻)の3研究科・6専攻からなる大学院を設置している。 これらの学部及び大学院は、大学学則、大学院学則において明示されている目的及び使命のもと教育研究目的を定め、大学の理念・目的を具現化するための教育研究組織として編成されている。			・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)はどのように構成されているか。		<ul style="list-style-type: none"> ■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・全学教養教育機構(CLA)規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 	
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	本学では、理念・目的の実現のための教育研究組織として、学部、大学院のほかに、教育研究の拠点となる附属機関・組織を設置している。	理念・目的の実現の一環として2023年4月にジェンダースタディーズセンターを開設した。2022年度中は将来計画委員会のもとにジェンダースタディーズWG(12月より、ジェンダースタディーズセンター設置準備WG)を設置し、センター立ち上げのための活動に取り組んだ。					<ul style="list-style-type: none"> ■大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)
			(3) 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性	A	2022年度から義務化された教職課程の自己点検・評価に関しては、大学全体の内部質保証体制の方向性と整合したものとすることが望ましいこと、自己点検・評価に関わる作業を効果的・効率的に実施するという観点からも、従来の大学全体の自己点検・評価活動の一連の流れとあわせて教職課程における自己点検・評価を実施することとし、全学内部質保証推進委員会のもと、実施することとした。なお、実務的な取り扱いは教職課程委員会で行うこととする。						
			(4) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	2022年度は、大学全学内部質保証推進委員会の下に設置した「大学新学部構想作業部会」において学部学科の改組について検討を進めた。						
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	学部・研究科、その他各組織において、「点検・評価シート(大学基準3)」の項目に沿って、各組織の適切性について点検・評価を行っている。さらに、2023年度第1回自己点検・評価委員会(2023年6月28日開催)において、学部・研究科、その他各組織の「点検・評価シート(大学基準3)」をもとに、教育研究組織の適切性に関する全学的な点検・評価を実施した。			<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか(組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等)。 		<ul style="list-style-type: none"> ≪参考≫ ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート 	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	学部・研究科、その他各組織から提出された点検・評価シートをとおして、現在の状況、効果があがっている点、さらなる改善を必要とする課題について確認した。						

2022年度自己点検・評価シート
(キリスト教研究所)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料		
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)はどのように構成されているか。		<ul style="list-style-type: none"> 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・全学教養教育機構(CLA)規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 		
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	キリスト教研究所は、キリスト教、キリスト教文化及びキリスト教学校教育について学術的研究を行い、広く学内外へ成果を発表するとともに、本学の教育の改善に寄与し、学則第1条の目的及び使命を達成することを目的として設置された。 2022年度は、新型コロナウイルス感染症のために、中止・延期せざるを得なかった活動が再開となった。キリスト教研究所における『キリスト教研究所紀要』8号は2023年3月に編集・発行された。連続講演会として定着をみていたキリスト教研究所講演会についても2022年10月に3年ぶりに実施された。						<ul style="list-style-type: none"> 大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 	
			(3)教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性									
			(4)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	キリスト教研究所では、本学の建学の精神をさらに明確化し、本学ならではの特色ある教育・研究を全学規模で実現するため、本学のリベラルアーツ教育の拠点「CLA」に開設されているキリスト教科目及びキリスト教関連科目のありかたや今後の教員配置などについて検討している。							
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、キリスト教研究所では、2023年度第1回キリスト教研究所運営委員会(2023年4月19日開催)において、点検・評価項目に従って、点検・評価を行った。			<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか(組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等)。 		<ul style="list-style-type: none"> 参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート 		
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	点検・評価の結果、新型コロナウイルス感染症に左右されない「キリスト教研究所講演会」のあり方を検討し、2022年10月に実施したキリスト教研究所講演会では対面方式に加え、Zoom等のWeb会議システムを用いたハイブリッド形式の講演会を開催した。							

2022年度自己点検・評価シート
(全学教養教育機構)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①点検・評価項目	評価 ①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価 ②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料		
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。							■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構(CLA)規程		
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	全学教養教育機構(CLA: Center for the Liberal Arts)は、本学における全学教養教育の推進を通じて、学士課程教育の質の向上並びに学則第1条の目的及び使命を達成することを目的として設置された。 これに基づき、全学教養教育機構では、本学における共通科目であるCLAコア科目、語学科目、また外国人留学生に関する授業科目の運営に必要な事項を検討するとともに、その適切性の検証と改革に取り組んでいる。 運営にあたっては、全学的基本方針を策定する「全学教養教育機構(CLA)会議」(議長:学長)、機構の諸事業の運営・管理を担う「全学教養教育機構(CLA)運営会議」(委員長:全学教養教育機構長(全学教育担当副学長)、CLAコア科目の実施・運営を担う「CLAコア科目運営委員会」(委員長:委員の互選)をそれぞれ置き、全学的な方針のもとで運営する体制となっている。						■大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)	
			(3) 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性									
			(4) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	全学教養教育機構は、本学の伝統であるリベラルアーツ教育を21世紀型の教養教育として展開する拠点として2017年度に設置された。全学部の学生を対象に、4年間を通じた体系的なカリキュラムを編成し、「新しい時代を切り拓く女性」を育成。高い言語運用能力と幅広い教養を身につけ、しなやかに他者と共生しつつ、21世紀の新たなステージを切り拓いていくためのカリキュラムがデザインされている。 CLAコア科目の中でも特徴的な科目「プロジェクト演習」は、本学の教育理念「For Others」を具体化した内容、かつ学部横断的・学際的な内容の課題を解決することを目指すPBL(Project Based Learning)の演習科目である。大学での学びと社会との接点を意識しつつ、現代社会で求められる教養について、主体的・体験的に学ぶ機会を提供している。 語学科目は2021年度から新カリキュラムによる授業を展開し、「英語」「初習外国語」とともに、より実践的な要素を追加した指導体制としている。2023年度からは、学生の基礎的なアカデミック・スキル向上を目的として「情報リテラシー」及び「アカデミック・ライティング」科目群の大幅な改革を行うため、クラス展開やカリキュラムの検討を進めた。		開講5年目となる「プロジェクト演習」では、学外の団体と連携することで社会との接点を持ち、課題発見・解決能力を養うため、下記4つのプロジェクトを展開した。 ①「フェリス女学院大学の広報戦略を考える」、②「舞台上演作品の未来を探究する」、③「ボランティアと地球」、④「ジェンダーギャップを解消するには？」 CLAコア科目、語学科目においても、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境に配慮した内容を適切に取り入れている。 「フェリスプラス実践教養探究課程」は多くの学生の応募があり、39名の第5期修了生を予定している。			・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)はどのように構成されているか。		

301	(つづき)		(つづき)	<p>A</p> <p>CLA科目の中に「FERRIS⁺実践教養探求課程」を設置している。この課程の目標は、「フェリスらしいリーダーの育成」「実践や体験を通じて社会貢献を学ぶ」「学部横断型の学びで視野を広げる」ことである。就職課のサポートを受けて、人材養成プログラムとして、実践型の力を身に付けることができる。FERRIS⁺ノート（ポートフォリオ）を使って、自らを振り返り、成果を記録しながら成長できる。必修科目「プロジェクト演習」を含め、CLA科目の所定単位を履修し、修了した学生には「FERRIS⁺実践教養探求課程修了証」を発行する。修了にあたっては、機構長・就職課長の面談を行い、今後の学修、キャリア形成のアドバイスを行っている。</p>					
302	<p>教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	A	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。</p> <p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>A</p> <p>教育研究組織の適切性について、2023年度第2回全学教養教育機構（CLA）会議（2023年5月17日開催）において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p> <p>A</p> <p>今回の点検・評価の結果等を委員で共有するだけでなく、次年度以降の諸事業の運営・管理面において必要があれば、機構長を中心に定期的に検討・調整を図っていくことを確認した。</p>			<p>・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。</p> <p>・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか（組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等）。</p>		<p>《参考》</p> <p>■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。</p> <p>・自己点検・評価シート</p> <p>・2022年度フェリス女学院大学外部評価報告書</p>

2022年度自己点検・評価シート
(教職センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評価形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料		
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。							<ul style="list-style-type: none"> ■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・全学教養教育機構(CLA)規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 		
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	教職センターは、学則第42条の2の規定に基づき、本学の教育理念 'For Others' に示される、他者のために、そして他者とともにという観点に立ち、幅広い教養と専門的な知識によって教育活動を実践することのできる教員を養成するため、本学における教職課程の運営に係る諸事業の推進に当たることを目的として設置された。2022年度においても引き続き、教職センターが中心となって教職課程委員会を組織・運営している。						<ul style="list-style-type: none"> ・教職センター規程 ■大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 	
			(3) 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性	A	全学体制で教職課程を推進するため、教職センターが中心となって教職課程委員会を組織・運営し、教職課程の現状などを報告・審議し、その結果に基づき、教職課程履修学生がスムーズに教員免許状を取得できるよう、適宜、履修者全体あるいは個人に宛てての連絡・面談を実施し、指導・支援を行った。					<ul style="list-style-type: none"> ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)はどのように構成されているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・教職センター規程 ■大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)
			(4) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	教育に対する社会的要請が反映されたコアカリキュラム、ならびに、本学の教育理念に基づく教員たるに必要な構成、さらには、COVID-19の影響で教育現場での対応が強く求められるようになったICT教育にも対応出来る知識・技能を履修学生が修得できるよう、最先端の教育課題にふさわしい講師を適宜科目内に招くなど配慮している。また、教員免許状の取得に留学が足枷とならないよう、履修学生の留学にあたっては、事前・事後の説明・支援を面談を含め実施している。一方で、本学の教育理念に基づく教員養成の内容をまとめ、社会に向け発信すべく、2023年度に「教職センター報告」を発行する準備を進めている。なお、以上の配慮に関しては、教職課程委員会での審議・報告を以てこれを施行している。							
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織における教職センターの適切性について、2023年度第2回教職課程委員会(2023年6月14~19日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか(組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等)。 		<ul style="list-style-type: none"> <参考> ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート 		
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	点検・評価の結果に基づき、次年度も引き続き、本学の教育理念に基づく教員養成をスムーズに推し進められるよう、履修学生への支援ならびに科目内容の充実に取り組むことを決定した。							

2022年度自己点検・評価シート
(言語センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料	
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。							附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・全学教養教育機構(CLA)規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程	
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	言語センターは、本学における語学教育の充実を図るために、次に掲げる事項に係る諸事業の推進に当たってを目的として設置された。 (1)語学科目の授業・行事支援に関する事項 (2)語学科目の教材作成支援に関する事項 (3)LL教室等の運営・管理に関する事項 (4)語学学習支援プログラムの運営に関する事項 (5)その他委員会が決定した業務に関する事項 2022年度は、初習外国語「(入門)」共通テキスト『Varietas』の刊行、外国語に関する正課外活動の対面・遠隔での実施、2020年度に改修した言語センター、CALL教室及びLL小教室を活用し、言語に係る観点から本学における建学の精神・教育理念の明確化・具体化の推進に取り組んだ。				・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)はどのように構成されているか。	大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)	
			(3)教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性								
			(4)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	言語センターでは、学生が本学のディプロマ・ポリシーに明記されている「高度な外国語運用能力」を修得・涵養し、人材養成目的を実現するため、本学のリベラルアーツ教育の拠点「CLA」に開設されている語学科目のありかたや、それに伴う教室改修・語学学習支援プログラムの運営について、英語教育運営委員会及び初習外国語教育運営委員会と連携のうえ言語センター運営委員会で統括し、検討している。						
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、言語センターでは、2023年度第1回言語センター運営委員会(2023年4月26日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか(組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等)。	参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート		
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	点検・評価の結果、次年度は、大学ブランドデザイン『Ferris Univ.2030』の教学改革の一つである2021年度からの語学カリキュラム改革の実現に注力し、本学の建学の精神、教育理念、またそれに基づく語学教育について学内外に広く示しているか検証することを決定した。						

2022年度自己点検・評価シート
(学修サポートセンター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料	
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)はどのように構成されているか。		<ul style="list-style-type: none"> 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・全学教養教育機構(CLA)規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 	
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	学修サポートセンターは、本学学生のリテラシー向上のための主体的な学修を支援・促進を図るために、次に掲げる事項に係る諸事業の推進に当たることを目的として設置された。 (1)学生の論理的な文章表現力の向上に関する事項 (2)学生の説得的なプレゼンテーション能力の向上に関する事項 (3)学生の的確なリサーチ遂行能力の向上に関する事項 (4)その他学生の主体的な学修の促進に関する事項					<ul style="list-style-type: none"> 大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 	
			(3)教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性								
			(4)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	学修サポートセンターは全学教養教育機構(CLA)と連携して活動する機関として設置され、2022年度は正課外のライティング指導を中心に取り組んでいるが、2023年度以降は正課としてのライティングの授業の開設、情報リテラシーやリサーチスキルなど、学生が身につけるべき基本的なスキルの向上に資する機能を拡充していく予定である。						
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、学修サポートセンターでは、2023年度第1回学修サポートセンター運営委員会(2023年5月17日~5月19日持ち回り開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか(組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等)。		参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート	
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	学修サポートセンター運営委員会において、2023年度から開始する、正課としての、「アカデミック・ライティング入門」のクラス展開やカリキュラムの検討を行い、2023年度に向けて準備を進めた。併せて、ライティング・サポートの実績を確認し、学生への案内強化や、対象学年を広げるなど、今後の対応に繋げるための検討を行った。						

2022年度自己点検・評価シート
(学生支援センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料		
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。					・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)はどのように構成されているか。		<ul style="list-style-type: none"> 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 全学教養教育機構(CLA)規程 キリスト教研究所規程 附属図書館規程 教職センター規程 情報センター規程 学生支援センター規程 国際センター規程 言語センター規程 宗教センター規程 ボランティアセンター規程 		
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	学生支援センターは、本学学生の保健管理、学生相談及び障がい学生支援を企画推進する機関として、修学及び学生生活における支援を積極的に支援するために設置された。具体的な活動内容等は基準7に記載。	大学の理念・目的を実現するため、学生が安心して大学生活を送ることができるように、心身の健康管理の面から適切に学生を支援している。					<ul style="list-style-type: none"> 大学基礎データ(表1) 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 	
			(3)教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性									
			(4)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	学生支援センターでは、社会状況や学生の変化を踏まえ、柔軟に支援方法について配慮している。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、学生のワクチン接種を促進するために、情報を収集し、学生へ提供した。							
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、2023年度第2回学生委員会(2023年5月17日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<ul style="list-style-type: none"> 教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか(組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等)。 		<ul style="list-style-type: none"> 参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 自己点検・評価シート 		
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。							

2022年度自己点検・評価シート
(国際センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料	
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>大学の人材養成目的である「女子への高度な教育を受け、真理と平和を愛し、人類の福祉に寄与する人材養成する」を達成するために、国際センターは、「国際センター規程」第3条に規定されている通り、本学学生の海外留学支援及び促進、外国人留学生の受入れ、教育及び生活の支援の充実を図る諸事業を推進している。</p> <p>【海外留学支援及び促進】 2022年度は中国(清華大学)を除くすべての派遣交換留学を再開させることができ、合わせて認定留学の募集・派遣も再開し、交換留学と認定留学の合計で23名を派遣した。 短期留学プログラムについても2022年度後期出発の2プログラム(カナダ、ベトナム)を再開させることができ、合計で28名の参加者があった。 留学支援策としては英語検定対策講座(IELTS・TOEFL講座)を対面で実施し、経済面では派遣留学奨学金Ⅰ、Ⅱの支給を行った。 留学促進に向けて、交換留学、認定留学説明会を実施するとともに、国際課サイトで留学経験者のレポートや報告書を公開して情報提供を行った。</p> <p>【外国人留学生の受入及び支援】 2022年度は私費留学生の学部生3名、大学院生1名が入学し、各種オリエンテーションや在留期間更新等のサポートを行った。私費留学生としては全体で30名となり、経済支援として授業料減免、私費留学生奨学金の支給を行った。 協定校からの受入交換留学生は2022年度前期から本格的に受け入れを再開し、10名の学生を受け入れた。</p>	<p>【海外留学支援及び促進】 新型コロナ感染拡大後、最初の海外派遣ということで危機管理面では出発前危機管理説明会を従来の2回から3回に増やし、保険内容を詳しく説明する回を新規で設けた。また、外部業者が提供する「留学生トータルサポートサービス」への加入を義務付け、24時間の相談窓口が利用でき、相談内容の大学への報告などの体制を整備し、大きなトラブルなくプログラムを実施することができた。</p> <p>【外国人留学生の受入及び支援】 私費留学生の獲得に向けて、2022年度は前期と後期に日本語学校向け、留学生向けに説明会を1回ずつ実施し、後期実施分には2名の在学生在に参加してもらい、大学生活を受験生に提供する機会を設けた。在学生向けには、私費留学生の就職支援策として、国際キャリア支援ワークショップを前期と後期に1回ずつ開催、また12月には卒業生座談会を開催し、日本で就職した卒業生2名が現在の仕事内容や就職活動の経験を発表し、学内者2名と学外者(関東学院大学)3名の参加者があった。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)はどのように構成されているか。 		<ul style="list-style-type: none"> 大学基礎データ(表1) 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織)
301	(つづき)		(4)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>国際センターでは、社会的要請や国際的環境等に配慮しつつ、本学の各教育研究組織における方針及び目的に沿って、海外留学プログラム(派遣・受入れ)を適正に実施している。また、世界各国の教育研究機関と連携しながら、世界の安全状況に配慮しつつ、本学在学生の国際交流の機会を提供している。</p> <p>2022年度は新型コロナに関する世界的な規制緩和が進み、その動向に添って対面での長期の派遣留学を再開させ、コロナの影響を受けやすい短期留学についても春の一部で派遣を再開した。</p> <p>これまで約2年間、海外への渡航が制限されていた学生にとって留学プログラムは大きな意味を持ち、その結果として多くの学生を派遣することができた。</p>	<p>留学を取り巻く状況の変化を見逃さず、長期の派遣留学に関しては迅速にオンラインから対面での派遣を実現することができた。また海外短期研修についても、実施できなかった夏休みの期間はオンラインプログラムを提供し、多くの国で出入国時のPCR検査が不要となった春には2つの派遣プログラムを実施するなど、国際的環境の変化に対応したプログラム運営をすることができた。</p>					
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>2023年度第4回国際センター委員会(2023年6月21日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容に基づく点検・評価を行った。</p>	<p>各プログラムについては、基本的に実施前と実施後に国際センター委員会において実施予定及び実施報告を行い、適宜教授会、大学評議会へ情報共有をしながら適切に点検・評価をしている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか(組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等)。 		<p><参考> ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート</p>	
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>国際センター委員会での報告を中心に関係の教職員と情報共有を図るとともに、実態に基づく改善をその都度実施している。</p>						

2022年度自己点検・評価シート
(宗教センター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料	
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。							<ul style="list-style-type: none"> 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 全学教養教育機構(CLA)規程 キリスト教研究所規程 附属図書館規程 教職センター規程 情報センター規程 学生支援センター規程 国際センター規程 言語センター規程 宗教センター規程 ボランティアセンター規程 	
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>宗教センターは、本学の教育・研究の基本精神であるキリスト教(プロテスタント)に係る諸事業の推進に当たることを目的として設置された。2022年度は、学期期間中、チャペルサービスを対面で行うと同時に、遠隔会議システムによる同時配信を行った。</p> <p>また、前期と後期のキリスト教講演会とクリスマス礼拝を、やはり対面と同時配信にて行い、サマー・リトリートを手キャンパスにて対面・日帰りで行った。また聖書研究会も行った。そのほか、諸行事を報告する「待望」を年二回発行、説教集「アングハテン」を年一回発行した。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)はどのように構成されているか。 			
			(3)教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性								
			(4)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>宗教センターは、本学の教育・研究の基本であるキリスト教の諸活動が学内において実質化・活発化されるため、毎週の学内礼拝の週間主題の見直し、講演会の適切な講師の選任、サマー・リトリートなどの行事内容の刷新などに取り組んだ。</p>		<p>昨今、カルト的諸団体による社会問題が顕在化している。伝統的・正統的なキリスト教に依拠する大学として、カルト的諸団体との違いを、学内外に対して明確にすることが必要である。</p>				
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>教育研究組織の適切性について、宗教センターでは、2022年度第5回宗教センター委員会(2023年3月1日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準3)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか(組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等)。 	<p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 自己点検・評価シート 		
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>大学を含む学院のモットーであるFor Othersの精神のさらなる涵養のため、サマー・リトリートの対面実施を再開している。またバリアフリー推進室、ボランティアセンターと連携したアジア学院スタディツアーも2022年度から開始している。</p>						

2022年度自己点検・評価シート
(ボランティアセンター)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料		
301	大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1)大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。							<ul style="list-style-type: none"> 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 全学教養教育機構(CLA)規程 キリスト教研究所規程 附属図書館規程 教職センター規程 情報センター規程 学生支援センター規程 国際センター規程 言語センター規程 宗教センター規程 ボランティアセンター規程 		
			(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。	A	<p>大学の教育理念である「For Others」およびボランティアセンター運営方針に基づき、大学(学生)と社会をつなぐ、学生の自主的な活動の支援、CLAコア科目「ボランティア活動1.2.3」の履修支援を行っている。</p> <p>具体的には、地域連携につながるボランティア活動情報の提供、学生スタッフの育成として演奏ボランティアチームとアンネのパラチームのメンバー学生の育成、履修学生の活動中の経過把握に努めた。また、学生スタッフミーティングを2回ほど開催し、ボランティアセンターの運営方針についての確認を行った。</p>	<p>コロナ禍での活動の休止や低減の影響で、オンラインの企画やボランティア活動が中心に実施されていたが、2022年度後期から徐々にコロナ禍の規制も緩和され、NGO、NPOへの学生派遣を積極的に行い、継続的な活動へとつながっている。</p> <p>学生ミーティングを実施し、ボランティアセンターの理念について説明をする機会を持ったことで、センターについての理解や自分たちの役割についての理解が深まった。</p>	<p>コロナ禍でボランティア活動が行われなかったため、経験知の蓄積が乏しく、上級生から下級生への経験の継承ができていない。今後、卒業生も含めて経験知の継承の場を作っていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)はどのように構成されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学基礎データ(表1) 大学基礎データ(表1)組織・設備等(教育研究組織) 			
			(3)教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性									
			(4)教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	<p>社会的要請については、地域自治体やNPO等との連携において常に新しいニーズや活動方法の把握に努めている。国際的環境については、大学の理念でもある平和な社会を築くための人材養成という視点から、地域から国際・世界まで幅広いボランティア情報の発信につとめている。</p>	<p>横浜市内の社会福祉協議会からのボランティア情報が増え、具体的な学生の派遣実施ができています。また、事業連携の可能性が生まれている。国際協力NGOからのコラボレーションの要請も来ている。</p>	<p>活動に関心のある学生の中から、コーディネーションができる学生を育てていくことが当面の課題である。</p>					
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>4月の新入生向け説明会、10月の講習会、その他各種説明会において学生の関心事に関するアンケートを実施している。その集計結果を参考資料として、ボランティア活動情報を収集している。</p>	<p>アンケート結果で、最も学生の関心が高いのは「国際協力」で次いで「こども」である。海外へのスタディツアーやワークキャンプ情報は、派遣組織の信頼性を常に確認している。また、大学近隣の小学校、中学校への学習支援活動を継続的に行っている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか(組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 参考 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に開する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 自己点検・評価シート 			
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<p>点検・評価の結果に基づき、ボランティアセンターおよび学生スタッフの役割を再確認し、学生・教員・職員間での意識共有につとめている。</p> <p>ボランティアセンター運営委員会が年に3回開催され、活動報告(来室学生数やニーズ把握、学生スタッフの活動状況など)を行うことで、客観的に活動を管理してもらっていることは、適切性を担保する上で非常に重要である。</p>	<p>運営委員会では、ひとつひとつの活動の細かい把握というよりは、センター全体として適切な方向で運営されているかを見ていただいているので異なる視点での意見は効果的である。</p>						

2022年度自己点検・評価シート (大学全体)

大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	(1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し(授与する学位ごと)公表しているか。	A	<学士課程> ■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】 <修士課程・博士課程> ■学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			・学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	7 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、原則として授与する学位ごと(分野と学位課程種)に設定することが求められる。 ※ ただし、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科、研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、ただちに提言の対象とはしない。 ・学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない場合は、改善課題として指摘する。 ※ 学位授与方針に、卒業要件、修了要件が含まれていない場合であっても、別途示していれば問題としない(概評にも記述しない)。 ※ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針が、内容において一貫していないと判断される場合は、基準2の概評で指摘する(問題の程度によっては、改善課題又は是正勧告を付すことも可)。	■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針(学部全体) ・大学公式サイト 英語英米文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 英語英米文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流専攻の人材養成目的及び三つの方針
402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A	(1) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。(授与する学位ごと) ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 (2) 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針とは適切な連関性があるか。	A	<学士課程> ■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】 <修士課程・博士課程> ■学生要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】 ■カリキュラム・マップ及びシラバスにおける各科目の到達目標という形で連関性を持たせている。【学生要覧、シラバス】			・教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	・教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成に関する基本的な考え方や実施に関する基本的な考え方のうち、いずれか一方が示されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■教育課程の編成・実施方針を公表している・大学公式サイト ※401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ
403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮(【学士】【学専】) ・教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】) ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等(【修士】【博士】)	A	■カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。 ■科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次、ナンバリングを明記した資料により大学教務委員会で審議する。【大学教務委員会資料】 ■学士課程においては各学科で導入教育科目(文芸部各学科：「R&R(入門ゼミ)」、国際交流学科：「導入演習」、音楽芸術学科：「基礎演習」)を設け初年次教育、高大接続を行っている。 【開講科目表、学生要覧】 ■修士課程・博士課程では各専攻においてコースワーク(研究科目)とリサーチワーク(演習科目)を設け、両科目の修得を課している。【大学院要覧】			・全学的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性 ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成 ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当 ・各学部・研究科における教育課程の編成について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。	■履修要項、シラバス* ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <<参考>> ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。* <<参考>> ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。*	

403	(つづき)	A	<p>(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。</p>	A	<p>■各学科専門科目の大部分が他学科学学生履修可能となっており、学生は幅広く教養、技能を修得することが可能となっている。【学生要覧】 ■全学教養教育機構のCLAコア科目では社会と仕事を学ぶ「キャリア形成の理解1, 2」「キャリア系の知識を深める1, 2, 3」「社会人基礎力の取得と実践1, 2」「キャリア実習(短期インターンシップ、長期インターンシップ)」を開講している。【学生要覧、開講科目表】</p>			
404	<p>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	A	<p>(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているか。 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等) ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法(教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等) ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 <学士課程> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 <学士課程> ・適切な履修指導の実施 <修士課程・博士課程> ・研究指導計画(研究指導の内容・方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施</p>	A	<p>■1学期の登録単位数の上限を24単位とするGAP制度を設けている。【学生要覧】 ■授業及び授業外に必要な学生の学習を活性化するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っている。 ■シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2022年度開講科目のシラバス点検について(依頼)」2022年2月14日発信】 ■教員向けの「シラバス(授業計画)作成要領」において、原則としてシラバス公開後の変更はできないこととしているが、学期開始前に遠隔、対面等の授業形態が確定した段階でシラバス改訂を行っている。学生には履修登録をする前に、必ずシラバスを確認するように周知している。シラバスにはフィードバックの方法を記入することとして、教員・学生間のコミュニケーション機会を確保している。また、最終的に目的・目標が達成できるよう進捗状況や理解度、授業期間中の授業アンケート等を確認しながら授業計画や方法を適宜見直すことが重要である旨周知している。なお、授業外学習を促す手がかりとするため、シラバスにおける「テキスト」もしくは「参考資料」のいずれか一方は必ず記載することとしており、履修者の自発的な取り組みのために必ず具体的な資料名を指示することとしている。 ■履修登録前～履修登録期間中に各科目責任者による履修相談及びアカデミック・アドバイザーによる面談の機会があり、履修や学習のための指導の機会を担保している。 <学士課程> ■演習、実習、ワークショップ等の授業形態では学科選抜、初回授業時選抜、要手続、履修者選抜といった手段で適切な履修数としている【開講科目表】 ■講義科目においても履修者数が200名を超えた科目は、教育効果の観点から次年度において120名に制限している。【開講科目表、大学教務委員会資料】 <修士課程・博士課程> ■大学院要覧「カリキュラムの説明」及び「履修の説明」において各課程の研究指導計画を明示し、これに基づき指導を実施している。【大学院要覧】</p>	<p>・全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、どのような方法が取られているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施 ・1授業当たりの適切な学生数の設定と運用 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導 ・単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保)を図る措置 ・各学部・研究科における教育方法の導入、教育の実施について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。</p>	<p>8 履修登録単位数の上限設定(学士課程) ・単位の実質化を図る措置が不十分な場合は、改善課題として指摘する(すべての学位課程)。 ※ 単位の実質化を図る措置としては、教育課程上の配慮、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進等の取り組みのほか、学士課程に関しては履修登録単位の上限設定(年間50 単位未満で設定していることを目安とする)が該当する。 ※ 履修登録単位の上限を設定しているも、一部の科目を対象外としており、これらを含めると実態として上記の目安を超えて履修している学生が相当数いる場合は、単位の実質化を図るその他の措置が十分かを確認したうえで、問題があれば改善課題として指摘する。 ※ 卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている場合もありうるが、これらについても例外とせず、単位の実質化を図る措置を十分に見極めたうえで、問題があれば、改善課題として指摘する。 ※ 単位の実質化を図る措置のうち履修登録単位の上限設定は主要なものと考えられるが、その実施を一律には求めない。 ※ 以下の場合、これに該当する学生数が適正な範囲であるかなど、制度の運用実態に十分な注意を払う必要がある。 ① 大学設置基準第27 条の2 第2 項又は専門職大学設置基準第23条第2項の規定に基づき、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 ② その他学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 ※ 履修登録単位数の上限設定については、編入学生に対する場合も同様とする。 9 1 学期の授業期間と単位計算 ・授業期間が必ずしも15 週である必要はない。ただし、授業における学生の学習時間が十分に確保されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・単位計算が不適切である場合は、是正勧告として指摘する。</p>	<p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項、シラバス※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <修士課程、博士課程> ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料※ ・大学院要覧 <参考> ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。* ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/department/s/syllabus/ ・学修行動調査結果</p>

405	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	A	<p>(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ■編入学生の既修得単位については、2年次編入については30単位以上、3年次編入については62単位以上を編入学前大学で修得していることを編入学の条件とし、編入学時には成績証明書で確認のうえ、前者については30単位、後者については62単位を認定している。いずれの場合においても本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学における修得を課している。【大学学則、学生要覧】 ■編入学生以外の者についての既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】 ■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】 ■また学士課程においては成績評価のガイドラインを定め、S、A評価の上限を50%までとしている【学生要覧】 ■卒業・修了要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】 			<ul style="list-style-type: none"> ・全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施 ・既修得単位等の適切な認定 ・学位授与における実施手続及び体制の明確性 <ul style="list-style-type: none"> ・各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。 	<p>10 卒業・修了要件の設定及び明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業・修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えている場合は、是正勧告として指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 <ul style="list-style-type: none"> ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 <ul style="list-style-type: none"> ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。* <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学位論文審査基準を学生に示している資料* ・大学院要覧
406	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	<p>(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)</p> <p>(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価するための方法を開発しているか。</p> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各研究科各課程は学位論文審査基準を定め、大学院要覧に明記している。【大学院要覧】 ■学位審査は各研究科委員会の下に最低3名の教員で構成する審査委員会が審査し、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、修了判定を行う。【学位規則】 ■特に博士後期課程においては、最低1名の学外者を審査委員とすることとし、客観性を担保している。【学位規則】 ■学位授与に係る手続は大学院要覧に明記している。【大学院要覧】 		<p>学士課程においてはルーブリックを導入するなど把握・評価する取り組みを進めているものの、学位授与方針に示した学習成果の測定が不十分である。また、大学院においては、各研究科の学位授与方針に示した学習成果の測定が十分に行われていない。このことから、学位授与方針に沿った学修成果を測定する方法を確立する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握(特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合) ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。 	<p>●【基準4】学位授与方針に定めた学習成果の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決められていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に学習成果を測定しているとは言えない場合は、改善課題として指摘する。 ※ 測定方法の検討がある程度進んでおり、近い将来成果を測定できることが見込める場合は、提言を付さず概評でその実行を促す。 	<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。* ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。* ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録

407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。 ・学習成果の測定結果の適切な活用	A	教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性について、2023年度第2回大学教務委員会(2023年5月24日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準4)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。	
			(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ■特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3, 4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。【各学科ゼミ募集資料】 ■特に英語科目においてはプレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】 ■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。【大学FD委員会資料】 			<ul style="list-style-type: none"> ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 ・上記において、学習成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用されているか。 	
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】 				

2022年度自己点検・評価シート (全学教養教育機構)

大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ(必修、選択等) ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮(【学士】【学専】) ・教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】) ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等(【修士】【博士】) ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり	A	(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。 ■各学科専門科目の大部分が他学科学生履修可能となっており、学生は幅広く教養、技能を修得することが可能となっている。 ■全学教養教育機構のCLAコア科目では社会と仕事を学ぶ「キャリア形成の理解1, 2」「キャリア系の知識を深める1, 2, 3」「社会人基礎力の修得と実践1, 2」「キャリア実習(短期インターンシップ、長期インターンシップ)」「プロジェクト演習」を開講している。			・全学的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性 ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成 ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当 ・各学部・研究科における教育課程の編成について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。		■履修要項、シラバス※ ・2022年度学生要覧 ・2022年度大学院要覧 ・シラバス検索画面 <<参考>> ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。※ <<参考>> ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。※
407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。 ・学習成果の測定結果の適切な活用<2020年3月追加項目> (2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。 (3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	■教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性について、2023年度第2回全学教養教育機構(CLA)会議(2023年5月17日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準4)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。 ■特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3, 4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。 ■特に英語科目においてはプレイズメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。 ■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。 ■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。			・教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 ・上記において、学習成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用されているか。		<<参考>> ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート

2022年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
501	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	A	<p>(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表がされているか。</p> <p>(2) 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。 ・入学前の学習歴・学力水準・能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法</p>	A	<p>各学科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、本学公式サイト及び学生募集要項にて公表を行っている。</p> <p>各学科の学生の受け入れ方針においては、本学が受験生に対して入学前に求める水準や意欲・学生像について記し、学士課程においては各入学試験で評価・確認する点を明記している。また、上記については、受験生が理解しやすいよう平易に表現した入試ガイドを発行したり、各種入試広報媒体に本学公式サイトURLを公表するなど、より情報にアクセスしやすい状況に配慮している。</p>			<p>・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定されているか。 ・上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。</p>	<p>12 学生の受け入れ方針の公表 ・学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学生の受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)で同一の方針とすることはできない。</p> <p>・学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・学生の受け入れ方針に、求める学生像を示していない場合は、改善課題として指摘する。 ※ 学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力が含まれていない場合であっても、提言せずに概評で指摘する。</p>	<p>■入学試験要項※ (一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試)</p> <p>■学生の受け入れ方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針(学部全体) ・大学公式サイト 各学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 大学院各専攻の人材養成目的及び三つの方針</p>
502	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	A	<p>(1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度を適切に設定しているか。</p> <p>(2) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っているか。</p> <p>(3) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制を適切に整備しているか。</p> <p>(4) 公正な入学選抜を実施しているか。 ・オンラインによる入学選抜を行う場合における公正な実施</p> <p>(5) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜を実施しているか。 ・オンラインによって入学選抜を行う場合における公平な受験機会の確保(受験者の通信状況の配慮等)</p>	A	<p>学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・大学入試委員会・各学部教授会・各研究科委員会・大学評議会・大学院委員会の議を経て本学公式サイト及び学生募集要項にて公表されている。</p> <p>本学公式サイトに公表されており、受験生応援サイトでも「よくある質問」として情報提供を行っている。その他同様の内容を大学案内パンフレットにも掲載している。</p> <p>入学選抜については、学長の責任のもと、各学部・研究科で審議の上、決定している。</p> <p>入学選抜は、文部科学省が通知する大学入学選抜実施要項及び大学院入学選抜実施要項に沿って適切に行い、上記の運営体制にて公正に実施している。</p> <p>本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学選抜を実施している。</p>			<p>・入学選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供はどのように行われているか。<2020年3月追加項目> ・入学選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 ・上記の運営体制のもと、入学選抜は公正に実施されているか。 ・入学選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。</p>	<p>■入学試験要項※ (一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試)</p> <p>■入学選抜に係る規程 ・大学入試委員会規程 ・入試MM委員会規程 ・文学部入試委員会規程 ・音楽学部入試委員会規程 ・国際交流学部入試委員会規程</p>	

503	適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	B (1) 入学定員及び収容定員を適切に設定した ¹ 在籍学生数を適切に管理しているか。 <学士課程> ・入学定員に対する入学者数比率 <学士課程> ・編入学定員に対する編入学生数比率 <学士課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率 <学士課程> ・収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 <修士・博士・専門職学位課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率	B 学士課程における在籍学生数比率及び入学者数比率に関しては、教務部門と各学科・学年の現状数値の共有を図って管理している。入学者数の減少により収容定員充足率が1を下回る学部が発生しており、改善させるための検討が必要な状況である。編入学生数比率も1を下回っているが、短期大学や専門学校 ² の学生数減少の影響も大きいと推測している。博士課程・修士課程においてはいずれの専攻も収容定員を満たしていないが、入試日程及び入試制度の変更により2023年4月入学者の大幅な増加が達成されたため、引き続き収容定員を満たすために改善検討を進めていく。			<ul style="list-style-type: none"> ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数は、入学定員に対して適正な数となっているか。 ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 ・収容定員に対し、在籍学生数が大幅に超過している場合、どのような対策が検討、実施されているか。 ・収容定員に対し、在籍学生数が充足していない場合、どのような対策が検討、実施されているか。 	<p>13 定員管理 [学士課程] ・学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 ・学士課程全体の収容定員充足率が【表1】(定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用)の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 【表1】 定員超過： ・1.25以上・・・改善課題 ・1.30以上・・・是正勧告 定員未充足 ・0.90未満・・・改善課題 ・0.80未満・・・是正勧告</p> <p>[修士・博士・専門職学位課程] ・研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 【表3】 定員超過： ・2.00以上・・・改善課題 定員未充足： ・修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・博士課程 0.33未満・・・改善課題</p>	<p>■大学基礎データ(表2、表3) ・大学基礎データ(表2)「学生」 ・大学基礎データ(表3)「学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者の推移」</p>
504	学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A (1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を行っているか。 (2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A 学生の受け入れの適切性について、2023年度第1回入試MM委員会(2023年4月19日開催)において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。また、2022年度自己点検・評価については、2023年度第3回入試MM委員会(2023年5月17日開催)において審議し、承認されている。			<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか 		<p>《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート</p>

2022年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①点検・評価項目	評価 ①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価 ②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	A	(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	A	「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」の中で「教員・教員組織に関する方針」を定め、大学公式サイトに掲載している。求める教員像については、「建学の精神及び教育理念を理解し、変化する社会に対応できる資質を有し、優れた教育力と研究能力を兼ね備えた人材」とし、教員組織の編成に当たっては、「長期的な計画のもと、教員の年齢構成・ジェンダーバランス・国際性等に配慮する」ことを定めている。また、各学位課程における専門分野に関する能力については、「各学部・研究科では、それぞれのディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)にかなった教育に必要な教員組織を目指すとともに、少人数教育を可能にする教員数の確保にもつとめる」としている。			・各学部・研究科等の教員組織の編制方針は、どのような内容か。 ・大学として求める教員像は、どのような内容か。 ・上記の方針及び求める教員像は、どのように学内で共有されているか。		■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料* ・各学部・研究科「教員の編成方針」(教授会資料) ・大学公式サイト 教員・教員組織に関する方針 ・大学公式サイト 各学部・研究科の教員の編成方針
			(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)を適切に明示しているか。	A	「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」のもと、「各学部・研究科の教員の編成方針」を定め、大学公式サイトで公表している。					
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	A	(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。	A	【2023年5月1日現在】 学部においては、3学部各学科ともに設置基準上必要教員数及び教授数を満たしている。 大学全体の収容定員に応じた教員数についても基準数を満たしている。 研究科については、人文科学研究科博士前期課程及び後期課程、国際交流研究科博士前期課程及び後期課程、音楽研究科では修士課程において、設置基準上必要教員数及び教授数を満たしている。			・教員組織は、教員組織の編制方針に沿って、どのように編制されているか。 ・教員数は各設置基準を満たし、教育研究上必要な規模の教員組織が編制されているか。 ・教員組織の年齢構成に、著しい偏りがないか。 ・教育研究上の必要性を踏まえ、教員組織は、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されているか。	14 設置基準上必要専任教員数の充足 [学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程] ・専任教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ(表4、表5) ・大学基礎データ(表4)「主要事業科目の担当状況(学士課程)」 ・大学基礎データ(表5)「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ(表1)「組織、設備等(教員組織)」
			(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮	A	授業科目の担当教員の配置については、大学教務委員会、各学部教授会、大学評議会で毎年度、専兼比率を確認の上、必修科目については主に専任教員が担当するよう留意している。また、本学が教育目標を達成するために特に必要な科目及び分野を担当する教員として、特任教授、契約教員、嘱託教員などの任期付専任教員、客員教員の各制度を設けている。 授業科目における専任教員の比率は、大学基礎データ表4のとおり。大学院担当教員に関しては内規を定め、資格及び審査手順を明確にしている。 専任教員の担当授業時間やコマ数については「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」「専任教員服務規程」に定められている。また、任期付専任教員等の基準コマ数は個別の契約や別の規程で対応している。一方、役職に就いている教員の負担に対する措置も「大学教員オーバータイム・オーバーサイズ手当支給規程」に定められており、適正な配慮がなされている。	国際交流学科において、学科の専門分野をより体系的に学べるよう、また、明確にするため、2023年度からの経済分野の教員の採用を決定した。				<参考> ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。*

602	(つづき)		<p>(3) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。</p>	A	<p>学士課程における教養教育を運営する組織として全学教養教育機構(CLA)を設置している。全学教養教育機構長は全学教育担当副学長が担い、機構には、外国語契約教員、語学教育担当嘱託教員、留学生担当嘱託教員、情報センター担当嘱託教員、学修サポートセンター担当嘱託教員が所属する。CLAのコア科目に関しては、各学部所属する専任教員も担当しており、全学体制で本学における教養教育の充実化を図っている。</p>			
603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	<p>(1) 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。</p>	A	<p>本学では、教員の任用形態及び資格について「大学教員区分及び資格基準」に定めている。 採用・昇任及びその手続について、専任教員は「大学専任教員任用規程」及び各学部の「専任教員の任用に関する内規」に規定、明記している。また、期間を定めて嘱託として任用する教員については、「大学特任教授規程」「大学任期付専任教員任用規程」「大学任期付専任教員任用規程施行細則」「学科所属契約教員任用規程(2022年度新規制定)」「外国語契約教員任用規程」「語学教育担当嘱託教員任用規程」「留学生担当嘱託教員任用規程」「音楽学部嘱託教員任用規程」「情報センター担当嘱託教員任用規程」「学修サポートセンター担当嘱託教員任用規程」「客員教員規程」を整備し、任用手続等をそれぞれで定めている。非常勤教員については、「非常勤教員任用規程」において任用手続等について定めている。 大学院担当教員については、「大学院担当教員に関する内規」及び研究科ごとの「教員資格審査ガイドライン」に基づき、各学部で採用・昇任した教員が、大学院授業科目の「指導の教員(研究指導補助教員)」「指導教授(研究指導教員)」としての審査を経て、兼担で教育・研究に当たっている。</p>	<p>・教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続は、どのような内容か。 ・教員の募集、採用、昇任等において、公正性に対し、どのように配慮されているか。</p>		<p>■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規</p>
			<p>(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。</p>	A	<p>募集については、公募制をとっており、公募要項には、求める教員の資格等について明記している。公募は、大学公式サイトのほか、各関係機関に対し求人依頼するなど、広く公募し、厳正な審査を行っている。 採用に関しては、「大学専任教員任用規程」第7条に「採用手順及び手続」が、昇任については、「大学専任教員任用規程」第8条に「昇任手順及び手続」が定められている。 採用・昇任に際しては、各学部教授会又は全学教養教育機構運営会議のもとに選考委員会又は審査委員会を設置し、関連諸規程の規定に基づき選考又は審査を行った後、教授会又は全学教養教育機構運営会議、大学評議会及び本部諸会議の議を経て任用している。 なお、2022年度は新学部設置にむけて教員組織を整備する(採用人事を行う)ために「設置計画中の学部学科等に所属する教育職員の採用に関する特例規程」を新たに制定した。</p>			

604	<p>ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。</p>	B	<p>(1) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的に実施しているか。</p>					<p>15 ファカルティ・ディベロップメントの実施 ・ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。 ・下記の3つの単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。 ① 学士課程全体又は各学部 ② 修士課程・博士課程全体又は各研究科 ③ 専門職学位課程全体又は各研究科</p>	<p>■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況(参加率含む)が分かる資料* ・FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・2021年度FD講演会・勉強会一覧</p>
605	<p>教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	A	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	<p>A 学部・研究科、全学教養教育機構において、「点検・評価シート(大学基準6)」の項目に沿って教員組織の適切性について点検・評価を行っている。さらに、2023年度第1回自己点検・評価委員会(2023年6月28日開催)において、学部・研究科、全学教養教育機構等の「点検・評価シート(大学基準6)」をもとに、教員・教員組織の適切性に関する全学的な点検・評価を実施した。</p>			<p>・教員組織に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教員組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。</p>		<p>《参考》 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。* ・自己点検・評価シート</p>
			<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に向けて取り組んでいるか。</p>	<p>A 学部・研究科、全学教養教育機構等から提出された点検・評価シートをとおして、現在の状況、効果があがっている点、さらなる改善を必要とする課題について確認した。</p>					

2022年度自己点検・評価シート
(全学教養教育機構)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①点検・評価項目	評価 ①	②フェリスにおける点検項目 (細目)	評価 ②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。		(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教員組織の編制に関しては「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			・各学部・研究科等の教員組織の編制方針は、どのような内容か。 ・大学として求める教員像は、どのような内容か。 ・上記の方針及び求める教員像は、どのように学内で共有されているか。		■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料※ ・各学部・研究科「教員の編成方針」(教授会資料) ・大学公式サイト 教員・教員組織に関する方針 ・大学公式サイト 各学部・研究科の教員の編成方針
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	A	(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。 (2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性<2020年3月追加項目> ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置<2020年3月追加項目> ・教員の授業担当負担への適切な配慮	A	学士課程における教養教育を運営する組織として全学教養教育機構(CLA)を設置している。 全学教養教育機構長は全学教育担当副学長が担い、機構には、外国語契約教員、語学教育担当嘱託教員、留学生担当嘱託教員、学修サポートセンター担当嘱託教員、情報センター嘱託教員が所属する。 なお、CLAコア科目に関しては、各学部に所属する専任教員も担当しており、全学体制で本学における教養教育の充実を図っている。			・教員組織は、教員組織の編制方針に沿って、どのように編制されているか。 ・教員数は各設置基準を満たし、教育研究に必要な規模の教員組織が編制されているか。 ・教員組織の年齢構成に、著しい偏りがないか。 ・教育研究上の必要性を踏まえ、教員組織は、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されているか。	14 設置基準上必要専任教員数の充足 [学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程] ・専任教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ(表4、表5) ・大学基礎データ(表4)「主要事業科目の担当状況(学士課程)」 ・大学基礎データ(表5)「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ(表1)「組織、設備等(教員組織)」
			(3) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。	A						<参考> ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。※

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	(1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。	A 全学教養教育機構に所属する教員の募集、採用に関する基準及び手続については、次の規程を整備し定めている。 ・大学教員区分及び資格基準 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・大学情報センター担当嘱託教員任用規程 ・学修サポートセンター嘱託教員任用規程 ・非常勤教員任用規程 ・各学部専任教員の任用に関する内規 ・各学部教育活動業績評価ガイドライン ・各研究科大学院教員資格審査に関するガイドライン			・教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続は、どのような内容か。 ・教員の募集、採用、昇任等において、公正性に対し、どのように配慮されているか。		■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程* ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
604	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	A	(1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に実施しているか。	A ■全学委員会である「大学FD委員会」、各学部を設置する「学部FD委員会」及び各科目所管部署において、FD活動を行っている。			・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるため、どのような取り組みが組織的に実施されているか。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。 ・下記の3つの単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。 ① 学士課程全体又は各学部 ② 修士課程・博士課程全体又は各研究科 ③ 専門職学位課程全体又は各研究科	15 ファカルティ・ディベロップメントの実施 ・ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。 ・下記の3つの単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。 ① 学士課程全体又は各学部 ② 修士課程・博士課程全体又は各研究科 ③ 専門職学位課程全体又は各研究科	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料* ・FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・2021年度FD講演会・勉強会一覧
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A 教員組織の適切性について、2023年度第2回全学教養教育機構（CLA）会議（2023年5月17日開催）において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教員組織に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教員組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。		<<参考>> ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。* ・自己点検・評価シート
			(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	A 全学教養教育機構に所属する教員の募集、採用に際しては、教授会又は全学教養教育機構運営会議のもとに選考委員会を設置し、関連諸規程の規定に基づき選考を行った後、教授会又は全学教養教育機構運営会議で審議の上、大学評議会及び本部諸会議の議を経て任用している。					
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A 点検・評価の結果を踏まえ、適切な教員組織編制の観点から、有為な人材を確保できるよう、採用スケジュールを見直し、公募段階での条件提示を明確にするとともに、今後も引き続き具体的な課題の見直しを行っていく。					

2022年度自己点検・評価シート
(教務課 ※FD活動)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
604	ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	A	(1) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的に実施しているか。	A	(教務課) ■全学委員会である「大学FD委員会」、各学部設置する「学部FD委員会」及び各科目所管部署において、FD活動を行っている。【大学FD委員会規程、文学部・人文科学研究科FD委員会規程、国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程、音楽学部・音楽科学研究科FD委員会規程】	■大学FD委員会主催のものだけでなく、各科目所管部署ごとに年1回程度、FD勉強会を実施した。		・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるため、どのような取り組みが組織的に実施されているか。 ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、どのような取り組みが行われているか。 ・教育活動、研究活動等の活性化を図る取り組みとして、教員の業績評価はどのように位置づけられ、実施されているか。	15 ファカルティ・ディベロップメントの実施 ・ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。 ・下記の3つの単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。 ① 学士課程全体又は各学部 ② 修士課程・博士課程全体又は各研究科 ③ 専門職学位課程全体又は各研究科	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況(参加率含む)が分かる資料* ・FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を活用しているか。							
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	FD活動の適切性について、2023年度第2回大学教務委員会(2023年5月24日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準6)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教員組織に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教員組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。	《参考》 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。* ・自己点検・評価シート	
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	学修行動調査の分析結果に基づき各科目担当部署で今後の取り組むべき課題を確認し、今後の対応に繋げるための検討を行った。					

2022年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
701	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1)大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているか。	A	<p>本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。学生支援に関しては「学生支援方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/about/approach/support/#policy</p>			<ul style="list-style-type: none"> 学生支援に関する方針は、どのような内容か。 学生支援に関する方針は、どのように学内で共有されているか。 		<ul style="list-style-type: none"> 学生支援に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 大学公式サイト 学生支援に関する方針
702	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1)学生支援体制を適切に整備しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 事務各課での支援に加えて、学生支援センター(保健室、学生相談室、バリアフリー推進室)及び各種会議体(学生委員会、学生支援センター運営委員会、障がい学生支援委員会、障がい学生支援連絡会、総合支援連絡会)を設置し、学生個々の状況に対応した支援ができる体制を整備している。 支援を受けた障がい学生が、その支援内容に不服があった場合の申出窓口を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい学生支援については、学生支援センター及び各種連絡会を通して、部署横断的な課題についても迅速に対応できている。 		<ul style="list-style-type: none"> 修学支援、生活支援、進路支援その他支援を行うための体制は、方針に沿ってどのように整備されているか。 修学支援、生活支援、進路支援その他支援の取り組みは、学生支援に関する大学としての方針に沿って実施されているか。 		<ul style="list-style-type: none"> 経済的支援制度を学生に周知するための資料 奨学金案内(学部生対象) 奨学金案内(大学院生対象) 大学公式サイト 奨学金制度
			(2)学生の修学に関する適切な支援として下記を実施しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 正課外教育 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援 オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など) 障がいのある学生に対する修学支援 奨学金その他の経済的支援の整備 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 正課外教育では、新入生へのサポートを担う上級生リーダーの取組を実施し、学生の多様な能力を引き出す支援を実施した。また、フェリスチャレンジ制度では、正課での学修を活かした学生の積極的な活動の機会を提供している。 障がい学生支援では、学生支援センターと学内各部署で連携し、個々の学生の障がい状況や要望に応じた支援を実施した。 学生への経済的支援については、公的制度や学外奨学金への案内対応のほか、目的別の奨学金を通じて支援を実施している。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮している学生に対しては短期奨学金制度による支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年度から受付が始まった修学支援新制度については、学生への周知から申請・選考・推薦等の諸手続について支障なく実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> [修学支援] 学生の能力に応じた補習教育、補充教育は、どのように行われているか。 学生の自主的な学習を促進するための支援は、どのように行われているか。 障がいのある学生や、留学生に対する修学支援は、どのように行われているか。 学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)への対応は、どのように行われているか。 学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)は、どのように行われているか。 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供はどのように行われているか。<2020年3月追加項目> 	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止、学生の相談に応じる制度を学生に周知するための資料 ハラスメント防止リーフレット【学生編】 ハラスメントに関するガイドライン ハラスメントリーフレット【学外編】
			(3)学生の生活に関する適切な支援として下記を実施しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 学生の相談に応じる体制の整備 ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮 人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 学生相談室を設置し、臨床心理士の資格をもつカウンセラーが学生からの相談に応じる体制を整備している。 ハラスメントへの対応については、学外相談員・学生相談室による相談窓口を設けると共に、「ハラスメント防止委員会」を設置して防止に向けた啓発やハラスメント発生時の対応を行う体制を整備している。 学生の安全・衛生への配慮については、保健室を中心に実施している。保健師による日常的な支援のほか、校医による健康相談(内科・婦人科・精神科・心療内科)、健康セミナーを実施し、学生の心身の健康に配慮した支援を行っている。 学外オリエンテーションを実施し、また校友会主催のGreenParty実施の支援をするなどして、学生同士のコミュニケーションを促す場を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生支援センターでは、学生課を含めた定期ミーティングでの情報共有を行い、支援を必要とする学生について、各室それぞれの視点から検討し、連携して対応することができている。 ハラスメント防止については、相談体制の整備と共に、対象となる教員・事務職員・学生それぞれに向けた研修を毎年実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学外相談員への相談方法を、現在の電話のみからメールなどの方法を追加するなどして、気軽に相談できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> [生活支援] 学生の心身の健康、保健衛生等に関する指導、相談は、どのように行われているか。 ハラスメント防止など学生の人権保障に向けた対応は、どのように行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的支援制度を学生に周知するための資料 奨学金案内(学部生対象) 奨学金案内(大学院生対象) 大学公式サイト 奨学金制度
								<ul style="list-style-type: none"> [進路支援] 学生の社会的及び職業的自立に向けた教育(キャリア教育)は、どのように行われているか。 進路選択に関わる支援やガイダンス、その他キャリア形成支援は、どのように行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料 大学公式サイト キャリア形成サポート 就職・キャリア形成支援活動計画 就職講座一覧 	

			(5) 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援を実施しているか。	A	・全公認団体を対象とするワークショップ(クラブマネジメントセミナーに改称)と、学生会主催のカンファレンスを2回(9月・2月)実施または支援し、活動支援とハラスメント防止指導等を実施している。					
			(6) その他、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しているか。	A	・学内ポータルシステムのQ&A機能を通じて、随時、学生生活等の不明点や要望等を大学に申し出ることができるようにしている。				[その他支援] ・部活動、ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、上記の他にどのような支援が行われているか。	
			(7) 適切な危機管理対策を実施しているか。	A	・活動中の事故については、保険適用等の事務的対応と共に、学生から発生時の状況等を詳しく確認するなどの対応を通じて、都度再発防止に取り組んでいる。					
703	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	学生支援の適切性について、2023年度第2回学生委員会(2023年5月17日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準7)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・学生支援に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、学生支援の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。		参考 学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	・年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。					

702	(つづき)		(6) その他、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しているか。	A	(教務課) CLAコア科目では学生提案科目を設置し、毎年度学生の要望に応じた科目を開講している。【学生要覧、CLAコア科目運営委員会資料】			[その他支援] ・部活動、ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、上記の他にどのような支援が行われているか。		
			(7) 適切な危機管理対策を実施しているか。							
703	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	(教務課) 学生支援の適切性について2023年度第2回大学教務委員会(2023年5月24日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準7)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。					参考 学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	(教務課) (1)の点検・評価に基づき、次年度、次学期プログラムの改善、学生要覧等の記載事項の改善に取り組んだ。【大学教務委員会資料、学生要覧】					

703	<p>学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	A	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	<p>A (学修サポートセンター) 学生支援の適切性について2023年度第1回学修サポートセンター運営委員会(2023年5月17日～5月19日持ち回り開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準7)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>					<p>参考 学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・学生委員会記録 ・学生支援センター運営委員会記録 ・ハラスメント防止委員会記録 ・障がい学生支援連絡会記録 ・大学教務委員会記録 ・自己点検・評価シート</p>
		A	<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>A (学修サポートセンター) 学修サポートセンター運営委員会において、2023年度から開始する、正課としての、「アカデミック・ライティング入門」のクラス展開やカリキュラムの検討を行い、2023年度に向けて準備を進めた。併せて、ライティング・サポートの実績を確認し、学生への案内強化や、対象学年を広げるなど、今後の対応に繋げるための検討を行った。</p>					

2022年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。	A	本学では、建学の精神及び教育理念に基づき、「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」を掲げており、教育研究等環境については「教育研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトでも公表し、教職員のみならず、広く一般にも公表している。			・教育研究等環境の整備に関する方針は、どのような内容か。 ・教育研究等環境の整備に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		■教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・大学公式サイト 教育研究等環境に関する方針
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	(1) 下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。 ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備、情報セキュリティの確保 ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備	A	施設設備の整備・維持管理は、学院全体の長期修繕計画を基礎として、中期的な計画を学院中期計画にまとめており、これに基づき、大学においても毎年度、事業計画及び予算策定時に実施計画を確認の上、遂行している。 各キャンパスの施設・設備等の維持管理は大学総務課が担当し、建物管理委託業者及び本部事務局総務課と連携して、建築、機械、電気、防災設備等の各種保守及び修繕対応、法定点検実施及び不良箇所の改修対応等に当たっている。 学生にとって快適な学修環境を整備できるよう、卒業生を対象に実施する「学生満足度調査」において、毎年、施設・設備への満足度を確認しているが、2022年度の調査でも、学生が日常的に利用する教室、図書館、PC(情報系)教室、F Cafe、トイレについて、回答者の約8割から「大変満足している」「おおむね満足している」との回答が得られた。 学生及び教職員の安全確保のため、両キャンパスとも正門受付に人員を配備し、配置していない門については、電磁錠による管理(常時施錠。暗証番号による開錠システムを採用)を行っている。また、定期巡回、防犯カメラによる監視等により、安心・安全なキャンパス環境の形成に努めている。 バリアフリーへの対応として、本学では、施設設備の整備・改修の実施に当たっては、「教育研究等環境に関する方針」「障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、バリアフリー化や利用者の快適性に配慮することを念頭に計画している。 学生の自主的な学修を促進するために、2020年4月、緑園キャンパス図書館棟にラーニングcommonsを開設し、2021年度後期からはラーニングcommons内ライティングサポートデスクでの学修サポートがはじまっている。また、より充実した語学学習環境の整備の一環で2020年度末には言語センターのリニューアルも行った。 近年は、アクティブ・ラーニングに対応した可動式の机や椅子を配置するなど、授業方法の多様化や教育ニーズを踏まえた教室設備の整備に努めている。			・教育研究等環境は、その方針に沿ってどのように整備されているか。 ・校地及び校舎の面積は、大学設置基準を上回っているか。 ・施設・設備は、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮して、どのように整備されているか。 ・施設、設備等の安全及び衛生は、どのように確保されているか。 ・ネットワーク環境やICT機器は、どのように整備され、また活用の促進が図られているか。 ・学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため、どのような取り組みを行っているか。 ・キャンパス環境の形成にあたって、学生生活の快適性は、どのように配慮されているか。	16 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足 ・設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」 <<参考>> ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・労働衛生管理規則 ・教員ハンドブック ・教室設備一覧 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料 <<参考>> ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・大学公式サイト ラーニングcommons
			(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。							

803	図書館、学術情報サービスを 提供するための体制を備えて いるか。また、それらは適切 に機能しているか。		<p>(1) 下記図書資料の整備と図書利用環 境の整備を実施しているか。 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術 情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コ ンテンツや他図書館とのネットワーク の整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環 境（座席数、開館時間等）の整備</p> <p>(2) 図書館サービス、学術情報サービ スを提供するための専門的な知識を有 する者を配置しているか。</p>				<p>・学生の学習及び教員の教育研究活動 の必要に即し、図書その他の学術情報 資料は、どのように整備されている か。 ・学生及び教員の利用に配慮し、図書 館にどのような職員が配置されている か。 ・上記を含めた図書館の施設環境は、 利用の促進にどのような効果をもたら しているか。</p>		<p>■図書館、学術情報サービスの内容が 分かる資料 ・図書館案内 ・附属図書館サイト</p> <p>《参考》 ■図書館、学術情報サービスに関する 資料として、上記のほか、それらの利 用状況に関する資料が考えられます。 ・図書館利用状況 ・宅配貸出実績</p>
804	教育研究活動を支援する環境 や条件を適切に整備し、教育 研究活動の促進を図っている か。	A	<p>(1) 研究活動を促進させるための下記 条件を整備しているか。 ・大学としての研究に対する基本的な 考え方の明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研 究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント（T A）、リサーチ・アシスタント（R A）等の教育研究の活性化を支援する 体制 ・オンライン教育を実施する教員から の相談対応、その他技術的な支援体制</p>	A	<p>本学では、学術研究の信頼性及び公正 性の確保、研究活動の円滑な遂行を図 るための行動指針として「フェリス女 学院大学における研究活動に係る行動 規範」を定め、大学公式サイトにも掲 載し、学内に周知している。 また、研究活動については、事業計画 の中で「本学における各研究者の独創 的な研究を学内外の研究者と有機的に 連携させ、大学の個性と特色を活かし た研究を支援する体制を構築し、研究 活動を促進する」ことを掲げ、取り組 んでいる。</p> <p>研究費については、専任教員の研究推 進を図ることを目的として「個人研究 費規程」を定め、これに従って運用し ている。 また、本学における特色ある研究を推 進することを目的として共同研究制度 も設け、採択された研究課題に研究費 を支給している。 このほか、特別研修員の交通費・滞 在費について、規程及び内規の定め に従って一部補助等の制度を設けてい る。</p> <p>研究室は、3学部とも専任教員に対 して、基本的に個人単位の研究室を整 備している。 研究時間の確保については、担当コマ の負担の平準化がなされるよう、「専 任教員勤務規程」「大学教員オーバ ertime・オーバーサイズ手当支給規 程」により定めている。 また、専任教員が研究に専念する期間 として「特別研究制度」を設け、1年 または1学期間、在外研究・国内にお ける研究に従事することのできる機会を 提供している。</p> <p>教育研究の活性化を支援する体制とし て、「ティーチング・アシスタント （TA）」「スチューデント・アシス タント（SA）」の各制度を設け、それぞ れ「ティーチング・アシスタントに関 する内規」「スチューデント・アシ スタントに関する内規」「スチューデ ント・アシスタント/ティーチング・ア シスタント制度の実施に関するガイド ライン」に従って運用している。 TAの募集、採用に関する支援は総務課 が、SAの募集、採用に関する支援は教 務課がそれぞれ担っており、採用され た学生への採用時のオリエンテーシ ョン・説明等を担っている。 TA、SAの教育サポートスタッフとして の資質向上を図るための研修も実施し ている。TAの研修としては、教員やTA 経験者によるガイダンスや月間業務報 告書による振り返りの機会を設けてい る。</p> <p>なお、2022年度から教員支援業務の一 部を業務委託し、授業支援を含む教員 の一次対応窓口として「サポートオ フィス」を新設したが、オンライン授 業の支援体制整備にも資することと なった。</p>		<p>・研究に対する大学の基本的な考え は、どのような内容か。 ・教員に対する研究費の支給、研究室 の整備、研究時間の確保は、教育研 究上の必要性を踏まえて行われている か。</p>		<p>■大学基礎データ（表8） ・大学基礎データ（表8）「教育研究費 内訳」</p> <p>《参考》 ■教員の教育研究条件に関する資料と して、研究休暇取得のための基準とそ の運用実績を示す資料などが考えられ ます。 ・個人研究費規程 ・共同研究に関する内規 ・フェリス女学院大学における研究活 動に係る行動規範 ・大学公式サイト 科研費助成事業採 択状況 ・日本学術振興会特別研究員の受入れ に関する内規 ・教員特別研修制度に関する規程 ・教員特別研修制度に関する規程施行 細則 ・教員特別研究制度 研究活動実績</p> <p>《参考》 ■教員の教育研究に対する支援に関す る資料として、TA、RA採用規程な どの人的支援についての資料などが考 えられます。 ・ティーチング・アシスタントに関 する内規 ・スチューデント・アシスタントに関 する内規 ・スチューデント・アシスタント/ ティーチング・アシスタント制度の実 施に関するガイドライン ・TA採用実績 ・SA採用実績 ・音楽学部非常勤副手に関する内規</p>

805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	B (1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。 ・ 規程の整備 ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備	B 本学では、「大学における研究活動に係る行動規範」「大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」を整備している。また、公的研究費の管理・運営に関しては、「公的研究費不正使用防止に関する基本方針」「公的研究費不正防止計画」を定め、適正な管理・運営に努めている。 研究倫理を遵守した研究活動を推進するための取組として、教員にはコンプライアンス教育としてのAPRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)を、大学院生には研究倫理教育としての日本学術振興会 eラーニング [eL CoRE] の受講を義務付けている。 また、研究支援に関する学内専用サイトに、日本学術振興会の「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得」を掲載し、通読による教育機会を提供している。 その他、学部学生を対象として、学生が携行するハンドブックを利用した研究倫理教育（研究不正に関する啓発活動）にも取り組んでいる。 研究倫理に関する学内審査機関は未整備であるが、研究倫理教育責任者及び相談窓口に関する規程を整備し、管理・監査のガイドラインを明確なものとしている。			・ 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程は、どのように定められているか。 ・ 研究倫理を遵守した研究活動を推進するため、どのような取り組みが行われているか（学生に対するものも含む）。		■ 研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類 ・ 大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・ 大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・ 大学公式サイト 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・ 大学公式サイト 公的研究費不正防止計画 ・ 研究活動に係る不正行為防止に関する組織図 《参考》 ■ コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B (1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。 (2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B 教育研究等環境の適切性について、附属図書館、教務課、学生課それぞれ所管の委員会で「2022年度自己点検・評価シート（大学基準8）」の記載内容をもとに点検・評価を行ったことを確認した。それらを踏まえ、大学全体における教育研究等環境の適切性について、学長・事務部長で点検・評価を行った。 B 中長期計画に基づく安全で快適な学修環境の整備と、教育研究等環境の充実・支援体制の整備を継続的に行いながら、点検・評価において確認された事項及び喫緊の課題に対し必要な改善に取り組んでいる。			・ 教育研究等環境に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・ 上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。		《参考》 ■ 施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・ 自己点検・評価シート

2022年度自己点検・評価シート
(附属図書館)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	A	(1) 下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備	A	<p>■図書 基礎的資料に加え、専門領域の図書もカリキュラムに関連するものは積極的に選定した。 特に2023年度より開講される3つの副専攻科目については、開講科目表を基に版元のWebサイトなどで出版情報を調査し、整備すべき資料の収集に努めた。</p> <p>■逐次刊行物(雑誌) 継続希望調査を実施し、全購入雑誌415誌のうち、継続希望のなかった9誌を購読中止とした一方、7誌を新規購読とするなど刷新に努めた。</p> <p>■データベース 契約データベースへの学外からのアクセスについて、教員及び大学院学生を対象にユーザー側の環境に依存しない安定的な利用環境構築を目的として、リモートアクセス方式によるシステムを導入した。</p> <p>■利用環境 ラーニング commons の利用が活発化したことから、音を発するイベントなどがあれば事前に館内掲示でその旨周知し、従来の図書館エリアで静謐な学修環境を求める利用者の理解を得るよう配慮した。</p>	<p>図書館1、2階のラーニング commons エリアは、学内の教育拠点としての活用が進んだ。</p> <p>■ライティングサポートデスク: 担当教員1名が配置され、学修サポートセンターとの連携による図書館での学修サポート体制が整備された。</p> <p>■イベントプラットフォーム: ガイダンス、講演会、学生団体の企画展示などが開催された。</p> <p>■学生の学修環境: 従来の図書館機能に加えて、ラーニング commons の設置により、複数名での学び等、学生の多様なニーズに応える学修環境が実現した。</p> <p>■その他: 音楽学部ゼミ生によるコンサートが1年を通して開催された。</p>	<p>【2022年度対応状況】 契約データベースへの学外からのアクセスについて、学部生を利用対象とすることも検討しているが、利用者の大幅増加に伴う新たなインフラ整備が必要であるため、継続検討としている。</p>	<p>・学生の学習及び教員の教育研究活動の必要に即し、図書その他の学術情報資料は、どのように整備されているか。</p> <p>・学生及び教員の利用に配慮し、図書館にどのような職員が配置されているか。</p> <p>・上記を含めた図書館の施設環境は、利用の促進にどのような効果をもたらしているか。</p>		<p>■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・図書館案内 ・図書館公式サイト https://www.library.ferris.ac.jp/</p> <p><<参考>> ■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・図書館利用状況 ・宅配貸出実績</p>
			(2) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。	A	<p>緑園本館ではパブリックサービスを業務委託している。スタッフ11名(内訳: フルタイム6、パートタイム5)のうち9名、専任4名のうち2名が有資格者、山手分室は専任1名、派遣スタッフ1名が有資格者である。</p>	<p>調査のプロフェッショナルとして専門スタッフ11名が配置され、学部生、留学生の学修支援、大学院生、教員を含む研究者支援を担当している。授業内で行われる図書館ツアー及びガイダンスでは、対面とオンラインを併用するなど、授業形態の変化にも柔軟に対応している。</p>				
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	<p>①入館者統計(806-根拠資料①): 入館者数は2021年度比145.3%、コロナ禍前の2019年度と比較しても7割弱を回復した。</p> <p>②貸出統計(806-根拠資料②): 貸出冊数・人数は2021年度比104.5%、117.4%となり、2019年度数の7割弱を回復した。</p> <p>③利用サービス統計(806-根拠資料③): 2020年度数と比較しても顕著な増減は見られない。</p> <p>④図書館ツアー・ガイダンス実施結果(806-根拠資料④): 2019年度(コロナ禍前)の数値までほぼ回復している。</p> <p>以上について2023年度第2回図書館運営委員会(2023年5月17日開催)において、点検・評価項目に従い「2022年度自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>		<p>【2022年度自己点検・評価における課題】 学修環境の変化に対応し、従来の来館型利用に加え、学外からのオンラインによる利用を推進し、多様な利用形態を構築する必要があると考える。電子図書館の導入による環境整備のほか、オンラインレファレンスの周知を図り利用を促す。</p>	<p>・教育研究等環境に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。</p>		<p>①入館者統計: 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 1-01</p> <p>②利用統計: 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 1-02</p> <p>③利用サービス統計: 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 2-01</p> <p>④図書館ツアー・ガイダンス実施結果: 2023年度第1回図書館運営委員会資料 No. 4</p> <p><<参考>> ■施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p>

806	(つづき)	(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	<p>B</p> <p>■企画展示 特に重要な2テーマについては定例として毎年度展示が行われるが、資料は最新の情報を有するものに入れ替えるほか、普遍的な内容のものを厳選している。また全ての企画展示において、資料群は親しみやすいリード文と共にOPACトップに書影を表示させるほか、FerrisPassportにはOPACのURLにリンクさせた展示リストを添付の上掲示するなど、図書および図書館への興味を視覚から喚起するよう試みている。FerrisPassportの閲覧率は17～23%に上る。</p> <p>■図書館ツアー・ガイダンス 実施形態について、「対面」「オンライン」「対面+オンライン(ハイブリッド)」の選択肢を用意し要望に基づき柔軟に対応した。</p>	<p>2022年度企画展示資料の利用状況は、525冊923人であった。 特に、保健室との合同企画「誰もが自分らしく生きるために」と「Stop harassment～ジェンダー平等のため私たちができること～」の2つの企画展示は利用数が突出して多く、企画展示全体の74%を占めている。いずれも「私」がテーマであることから、自分のこととして感じられると訴求効果が高いことがうかがえる。</p>	<p>【2022年度自己点検・評価における課題】 新型コロナウイルス感染症が5類に分類され本学の基本方針が「lever_0」となり対面授業に移行することで、学生の動向に変化が現れると予想され、企画展示や図書館ツアー・ガイダンスも状況に応じたあらたな展開を図る必要がある。</p>			
-----	-------	--------------------------------	--	---	---	--	--	--

2022年度自己点検・評価シート
(学生課 バリアフリーへの対応)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			・教育研究等環境の整備に関する方針は、どのような内容か。 ・教育研究等環境の整備に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・大学公式サイト 教育研究等環境に関する方針
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	(1)下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。 ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備	A	(学生課) ・バリアフリー推進室でキャンパスのバリアフリーマップを作成している。バリアフリーへの対応状況を整理しつつ、改善が必要な個所の確認も行き、改修計画立案の基礎資料としている。 ・障がい有する学生との面談及び現場確認を行い、車椅子での通行が困難なドアの自動ドア化、危険個所の確認に基づく注意掲示の掲出など、個々の利用者状況と要望に基づき環境整備を実施した。 ・車で入構する業者へチラシを配布するなどして点字ブロック上の駐停車禁止を周知し、点字ブロックを利用する学生が安全にキャンパス内を移動できるようにした。	・障がい学生との定期的な面談を通じて、丁寧に要望を把握し、必要により迅速に対応ができていたため、ケガ等の発生なく、安全に利用ができていた。		・教育研究等環境は、その方針に沿ってどのように整備されているか。 ・校地及び校舎の面積は、大学設置基準を上回っているか。 ・施設・設備は、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮して、どのように整備されているか。 ・施設、設備等の安全及び衛生は、どのように確保されているか。 ・ネットワーク環境やICT機器は、どのように整備され、また活用の促進が図られているか。 ・学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため、どのような取り組みを行っているか。 ・キャンパス環境の形成にあたって、学生生活の快適性は、どのように配慮されているか。	16 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足 ・設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。	大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」 参考 施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・労働衛生管理規則 ・教員ハンドブック ・教室設備一覧 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料 参考 教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・大学公式サイト ラーニング commons
803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。		(1)下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備					・学生の学習及び教員の教育研究活動の必要に即し、図書その他の学術情報資料は、どのように整備されているか。 ・学生及び教員の利用に配慮し、図書館にどのような職員が配置されているか。 ・上記を含めた図書館の施設環境は、利用の促進にどのような効果をもたらしているか。		図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・図書館案内 ・附属図書館サイト 参考 図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・図書館利用状況 ・宅配貸出実績
			(2)図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。							

804	教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。		<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制 					<ul style="list-style-type: none"> ・研究に対する大学の基本的な考えは、どのような内容か。 ・教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保は、教育研究上の必要性を踏まえて行われているか。 		<p>大学基礎データ(表8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学基礎データ(表8)「教育研究費内訳」 <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 ・個人研究費規程 ・共同研究に関する内規 ・フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト 科研費助成事業採択状況 ・日本学術振興会特別研究員の受入れに関する内規 ・教員特別研修制度に関する規程 ・教員特別研修制度の規程施行細則 ・教員特別研究制度 研究活動実績
805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。		<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等) <2020年3月追加項目> ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備 					<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程は、どのように定められているか。 ・研究倫理を遵守した研究活動を推進するため、どのような取り組みが行われているか(学生に対するものも含む)。 		<p>研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・大学公式サイト 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・大学公式サイト 公的研究費不正防止計画 ・研究活動に係る不正行為防止に関する組織図 <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	A	<p>バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備の適切性について、2023年度第2回学生委員会(2023年5月17日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究等環境に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 		<p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・年度単位での点検・評価と共に、定例会議にて各取組等の実施状況等を随時報告し、必要な改善に取り組んでいる。 					

2022年度自己点検・評価シート
(教務課 教員整備、TA・SA)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。教育研究環境に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			・教育研究等環境の整備に関する方針は、どのような内容か。 ・教育研究等環境の整備に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・大学公式サイト 教育研究等環境に関する方針)
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	(1)下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。 ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備	A	(教務課) 教員更新計画(5年更新)に基づき、教室教員の計画的な整備を行った。			・教育研究等環境は、その方針に沿ってどのように整備されているか。 ・校地及び校舎の面積は、大学設置基準を上回っているか。 ・施設・設備は、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮して、どのように整備されているか。 ・ネットワーク環境やICT機器は、どのように整備され、また活用の促進が図られているか。 ・学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため、どのような取り組みを行っているか。 ・キャンパス環境の形成にあたって、学生生活の快適性は、どのように配慮されているか。	16 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足 ・設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。	大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」 参考 施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・労働衛生管理規則 ・教員ハンドブック ・教室設備一覧 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料 参考 教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・大学公式サイト ラーニングcommons
803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。		(1)下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備 (2)図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。					・学生の学習及び教員の教育研究活動の必要に即し、図書その他の学術情報資料は、どのように整備されているか。 ・学生及び教員の利用に配慮し、図書館にどのような職員が配置されているか。 ・上記を含めた図書館の施設環境は、利用の促進にどのような効果をもたらしているか。		図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・図書館案内 ・附属図書館サイト 参考 図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・図書館利用状況 ・宅配貸出実績

804	教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	B	<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制 	B	<p>【教務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)を設けて活用している。 【ティーチング・アシスタントに関する内規、スチューデント・アシスタントに関する内規、大学教務委員会資料、研究科委員会資料】 		<ul style="list-style-type: none"> ・研究に対する大学の基本的な考えは、どのような内容か。 ・教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保は、教育研究上の必要性を踏まえて行われているか。 		<p>大学基礎データ(表8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学基礎データ(表8)「教育研究費内訳」 <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 ・個人研究費規程 ・共同研究に関する内規 ・フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト 科研費助成事業採択状況 ・日本学術振興会特別研究員の受入れに関する内規 ・教員特別研修制度に関する規程 ・教員特別研修制度の規程施行細則 ・教員特別研究制度 研究活動実績 <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の教育研究に対する支援に関する資料として、TA、RA採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。 ・TAに関する内規 ・SAに関する内規 ・SA/TA制度の実施に関するガイドライン ・TA採用実績 ・SA採用実績 ・音楽学部非常勤副手に関する内規
805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。		<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等) <2020年3月追加項目> ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備 				<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程は、どのように定められているか。 ・研究倫理を遵守した研究活動を推進するため、どのような取り組みが行われているか(学生に対するものも含む)。 		<p>研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・大学公式サイト 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・大学公式サイト 公的研究費不正防止計画 ・研究活動に係る不正行為防止に関する組織図 <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施記録など、学内で研究倫理の確立を図る取り組みを示す資料などが考えられます。
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	B	<p>教育環境の適切性について、2023年度第2回大学教務委員会(2023年5月24日開催)において、点検・評価項目に従って、「2020年度自己点検・評価シート(大学基準8)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究等環境に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 		<p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
		B	<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・教員関連 改修対象となる建物や教室について、教員からの要望をアンケートで収集し、教員改修内容に反映させている。 ・TA、SA関連 スチューデント・アシスタント運営委員会で確認し、改善・向上に取り組んでいる。 				

2022年度自己点検・評価シート
(本部事務局)

大学基準8 教育研究環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<評価形式>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
801	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。		(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。					・教育研究等環境の整備に関する方針は、どのような内容か。 ・教育研究等環境の整備に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		■教育研究等環境に関する中長期計画など、教育研究等環境に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・大学公式サイト 教育研究等環境に関する方針
802	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。	A	(1) 下記施設・設備等の整備・管理を実施しているか。 ・ネットワークや情報通信技術(ICT)等機器・備品等の整備、情報セキュリティの確保 ・施設・設備等の維持・管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備	A	学院全体の施設・設備等の維持管理や状態の確認は、本部事務局総務課において担当している。なお、「中期計画2021-2025」において施設・環境整備計画(ネットワーク環境整備を含む)を定めており、当該計画に則って各年度の施設改修等を実施している。 各キャンパスの情報通信技術(ICT)等機器・備品等は、大学情報センターと本部事務局の情報システム課が連携して管理している。パソコンを設置した情報処理教室の整備、貸出し用PCの用意など、学生が自主学習において利用可能な情報処理の環境について計画的に更新を行い、快適な学習活動が安定的に維持されるよう管理している。キャンパス内のネットワーク環境については、両キャンパスにおいて無線LANを整備している。学院全体のネットワークシステムや情報システムの運用・管理は学院本部事務局の情報システム課が担当しているが、学院内における情報システム・ネットワークシステムの運営に関してはフェリス女学院情報ネットワーク委員会において諸方針を決定している。 施設・設備の安全及び衛生面の管理は、労働衛生管理規則に基づき、学院に衛生委員会を設置して対応している。2022年度は8回の職場巡視による施設、設備不具合や安全状況の点検を行った。			・教育研究等環境は、その方針に沿ってどのように整備されているか。 ・校地及び校舎の面積は、大学設置基準を上回っているか。 ・施設・設備は、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮して、どのように整備されているか。 ・施設、設備等の安全及び衛生は、どのように確保されているか。 ・ネットワーク環境やICT機器は、どのように整備され、また活用の促進が図られているか。 ・学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため、どのような取り組みを行っているか。 ・キャンパス環境の形成にあたって、学生生活の快適性は、どのように配慮されているか。	16 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足 ・設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ(表1) ・大学基礎データ(表1)「組織・設備等」 <参考> ■施設や情報通信機器等の機器・備品の整備に関する資料のほか、施設・設備等の維持・管理、安全・衛生確保のための取り組みを示す資料などが考えられます。また、バリアフリーへの対応など利用者の観点に立った施設・設備整備状況を示す資料などが考えられます。 ・労働衛生管理規則 ・教員ハンドブック ・教室設備一覧 ・バリアフリーへの対応状況を整理した改修計画立案の基礎資料 <参考> ■教育研究に必要な施設・設備の整備に関する資料として、学生の自主的な学習に配慮した環境整備の取り組みを示す資料などが考えられます。 ・大学公式サイト ラーニング commons
			(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを実施しているか。	A	教職員の情報倫理の確立に関する取り組みとして、職員の入職研修プログラム「情報システム課ガイダンス」、教員の入職時オリエンテーションのそれぞれにおいて、学内ネットワーク及び情報セキュリティの説明を行っている。 また、2022年度に情報セキュリティ体制の整備を行った。具体的には、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ基本規程、情報セキュリティインシデント対応実施手順書を策定したが、これらも教職員の情報倫理の確立に資するものである。					

803	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。		<p>(1) 下記図書資料の整備と図書利用環境の整備を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 					<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習及び教員の教育研究活動の必要に即し、図書その他の学術情報資料は、どのように整備されているか。 ・学生及び教員の利用に配慮し、図書館にどのような職員が配置されているか。 ・上記を含めた図書館の施設環境は、利用の促進にどのような効果をもたらしているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ■図書館、学術情報サービスの内容が分かる資料 ・図書館案内 ・附属図書館サイト <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■図書館、学術情報サービスに関する資料として、上記のほか、それらの利用状況に関する資料が考えられます。 ・図書館利用状況 ・宅配貸出実績
804	教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。		<p>(1) 研究活動を促進させるための下記条件を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント（T A）、リサーチ・アシスタント（R A）等の教育研究の活性化を支援する体制 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制 					<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程は、どのように定められているか。 ・研究倫理を遵守した研究活動を推進するため、どのような取り組みが行われているか（学生に対するものも含む）。 		<ul style="list-style-type: none"> ■大学基礎データ（表8） ・大学基礎データ（表8）「教育研究費内訳」 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教員の教育研究条件に関する資料として、研究休暇取得のための基準とその運用実績を示す資料などが考えられます。 ・個人研究費規程 ・共同研究に関する内規 ・フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト 科研費助成事業採択状況 ・日本学術振興会特別研究員の受入れに関する内規 ・教員特別研修制度に関する規程 ・教員特別研修制度の規程施行細則 ・教員特別研究制度 研究活動実績 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教員の教育研究に対する支援に関する資料として、T A、R A採用規程などの人的支援についての資料などが考えられます。 ・ティーチング・アシスタントに関する内規 ・スチューデント・アシスタントに関する内規 ・スチューデント・アシスタント/ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン ・T A採用実績、S A採用実績 ・音楽学部非常勤副手に関する内規
805	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。		<p>(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する下記取り組みを実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）＜2020年3月追加項目＞ ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備 					<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程は、どのように定められているか。 ・研究倫理を遵守した研究活動を推進するため、どのような取り組みが行われているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ■研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程類 ・大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範 ・大学公式サイト フェリス女学院大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程 ・大学公式サイト 公的研究費不正使用防止に関する基本方針 ・大学公式サイト 公的研究費不正防止計画 ・研究活動に係る不正行為防止に関する組織図
806	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	B	<p>事実誤認なく点検を行うため、項目ごとに適切な部署（当該項目に関連する部署）を点検・評価担当部署として設定するとともに、取りまとめ部署（本部事務局内では経営推進課）が点検・評価結果の妥当性を確認している。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究等環境に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 		<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設・設備の利用状況の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、教育研究等環境の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
806			<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>							

2022年度自己点検・評価シート
(大学全体)

大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	④現状説明	⑤特に効果があがっている点	⑥今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「社会連携・社会貢献に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/about/approach/social/#policy			・社会連携・社会貢献に関する方針は、どのような内容か。 ・社会連携・社会貢献に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		■社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・大学公式サイト 社会連携・社会貢献に関する方針
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。	A	(1) 学外組織との適切な連携体制を構築しているか。	B	外部組織等からの連携要請については、企画・広報課が窓口となり、内容に応じて、関係教員や各部門との調整を行っている。なお、包括的な連携協定・覚書を締結する際には、大学協議会で確認し、大学評議会に報告している。 2022年度現在、学外組織等とは9つの連携協定・覚書を締結している。キャンパス所在地である横浜市及び神奈川県などの行政のほか、地元企業や組織と連携して活動を行っている。			・社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、学外機関、地域社会等との連携による取り組み、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組み等は、どのように行われているか。 ・社会連携・社会貢献活動において、社会的要請(地域社会のニーズ等)は、どのように反映されているか。		■学外組織との連携協定書、社会連携・社会貢献に関する事業の報告書などの実施状況が把握できる資料 ・学外組織との連携状況(大学評議会資料)
			(2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。	A	横浜市「大学・都市パートナーシップ協議会」においては、例年、「ヨコハマ大学まつり」への参加のほか、協議会をとおして依頼のあった横浜市の活動を学生団体に紹介するなど、学生の活動の場の提供にもつなげているが、2022年度も新型コロナウイルス感染症の影響から限定的な活動となった。相鉄いずみ野線沿線における「次代のまちづくり」の推進に係る四者連携の一環としては、緑園都市の発展を目的として毎年秋に開催される「緑園街マルシェ」は11月にイベントを行い、本学学生が企画・運営に携わり、当日も学生団体が参加した。2023年3月には、大学が所在する泉区と新たに連携協定を締結した。					
			(3) 地域交流、国際交流事業に参加しているか。	A	例年取り組んでいる地域交流のうち、「緑園街マルシェ」には、3名の学生が企画・運営スタッフとして携わったほか、学生団体が当日のステージ出演、ブース出店に参加した。 国際交流事業については、ボランティアセンターがアクションポート横浜、横浜市国際交流協会等の団体との連携対策を構築しており、当該団体を通して、学生が地域のNPO(障がい者団体、環境団体、国際協力団体、こども支援団体等多岐にわたる)や国際機関での活動に参加している。					

903	<p>社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	B	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。</p>	<p>B</p> <p>2022年度第14回大学評議会(2023年3月10日開催)において、近年の外部との連携活動に関する状況報告を行った。現状について確認するとともに、今後の検証の方法、活動のあり方などについて検討する必要があることを共有した。</p> <p>ボランティアセンター、教務課における社会連携・社会貢献の取組については、それぞれ所管の委員会で「2022年度自己点検・評価シート(大学基準9)」の記載内容をもとに点検・評価を行っている。</p> <p>さらに、2023年度第1回自己点検・評価委員会(2023年6月28日開催)において、大学全体としての社会連携・社会貢献の取組状況、点検・評価の実施状況を確認した。</p>			<p>・社会連携・社会貢献活動に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。</p> <p>・上記の自己点検・評価結果に基づき、社会連携・社会貢献活動の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。</p>		<p>《参考》</p> <p>■各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。</p> <p>・自己点検・評価シート</p>
		B	<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>B</p> <p>学外組織との連携については、事例を積み重ねながら、学内における手続きや学生が参画する場合の確認事項などの調整をおこなってきた。一方で、さまざまな取組や活動について、関係者で検証する組織が明確になっていないことが課題であり、今後、整備する必要がある。2022年度は、大学中期計画「6.大学運営を支援する組織改革」において計画している社会連携担当部署の新設の検討に着手した。</p>					

2022年度自己点検・評価シート
(ボランティアセンター)

大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			・社会連携・社会貢献に関する方針は、どのような内容か。 ・社会連携・社会貢献に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・大学公式サイト 社会連携・社会貢献に関する方針
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。	A	(1)学外組織との適切な連携体制を構築しているか。	A	主として、神奈川県内のNPO、NGOとの連携、横浜市内の社会福祉協議会との連携、泉区の学校との連携については、恒常的な連携を維持している。		他大学との連携は、断続的に行われているが継続性に欠けるので、連携の方法を模索したい。また、学生ボランティアコーディネーター研修を実施していた全国組織が解散したため、適切な研修の場が無くなってしまった。代替の方法を考えたい。	・社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、学外機関、地域社会等との連携による取り組み、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組み等は、どのように行われているか。 ・社会連携・社会貢献活動において、社会的要請(地域社会のニーズ等)は、どのように反映されているか。		学外組織との連携協定書、社会連携・社会貢献に関する事業の報告書などの実施状況が把握できる資料 ・学外組織との連携状況(2021年度)
			(2)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。	A	CLAコア科目「ボランティア活動1・2・3」の履修支援を行っている。活動計画書の提出から日誌記録、報告書作成までの一連の流れは、授業の履修と同等の学習効果が求められる。そのためボランティアセンターでは、ボランティア活動先に関する相談から始まり、受け入れ団体の担当者との情報共有や説明を行うと同時に、活動中の様子についても定期的に経過をフォローしている。そして経験を学びに深めるために大切なふりかえりの機会と報告書の作成を支援している。		一人ひとりの活動を支援することに時間がかかるため、履修人数が増えた場合の対応が難しくなる。			
			(3)地域交流、国際交流事業に参加しているか。	A	地域のNPOやNGOへ継続的に学生を派遣するためには、地域の中間支援団体の役割が非常に重要である。アクションポート横浜および横浜市国際交流協会は、中間支援団体として地域の組織との幅広いネットワークを持ち、すぐれたコーディネーション機能を持っているため学生への情報提供にとっても役立っている。具体的には両者を通して地域のNPO(障がい者団体、環境団体、国際協力団体、子ども支援団体等多岐にわたる)や、国際機関での活動に学生が参加している。		すぐれた中間支援組織は非常に少ないため、新規の活動先開拓には労力と時間がかかる。学生自身が開拓していく力が求められる。			
903	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	学生スタッフの活動については、研修会等で活動を評価ふりかえりをする機会を作っている。 一般学生が活動に参加した場合には、活動報告書へのレポートの寄稿を依頼し、文書化する機会を作ったり、こどもの学習支援に関わる学生に関しては、教職課程履修学生も多いため、年に2回ふりかえりの会を開いている。 基準3と同様に、ボランティアセンター運営委員会において報告、審議を行うことで、適切性の確認を実施している。	学習支援のふりかえりの会では、学校だけに限らずNPOや経済的に困難を抱えるこどもの学習支援など、多様な場で活動する学生が情報交換をするため、教育やこどもに関する重層的なものの見方が育まれ、貴重な機会となっている。	学生スタッフに関しては、集団活動が成り立ちにくい社会状況(コロナなど)であったため、ふりかえり評価の視点などの設定が難しく、個人ベースでのふりかえりになりがちである。	・社会連携・社会貢献活動に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、社会連携・社会貢献活動の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。		参考 各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	学生スタッフ、委員、職員の間で結果の共有と改善策について、話し合いの場を持ち、向上に取り組んでいる。					

2022年度自己点検・評価シート
(教務課 PBL型授業での社会連携、多様な受入)

大学基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目(細目)	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
901	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。		本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。社会貢献・社会連携に関しては「教育・研究等環境に関する方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			・社会連携・社会貢献に関する方針は、どのような内容か。 ・社会連携・社会貢献に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・大学公式サイト 社会連携・社会貢献に関する方針
902	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。	A	(1)学外組織との適切な連携体制を構築しているか。					・社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、学外機関、地域社会等との連携による取り組み、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組み等は、どのように行われているか。 ・社会連携・社会貢献活動において、社会的要請(地域社会のニーズ等)は、どのように反映されているか。		学外組織との連携協定書、社会連携・社会貢献に関する事業の報告書などの実施状況が把握できる資料 ・学外組織との連携状況
			(2)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究を推進しているか。	A	【教務課】 学外の団体(自治体、企業、NPO・NGO)と連携して社会の諸課題の解決にあたるPBL科目を開講している。【PBL協定書】 科目等履修生、音楽学部公開講座(ディプロマコース)により正規学生以外の受入れを行っている。【科目等履修生規程、大学院科目等履修生規程、音楽学部公開講座内規】					
			(3)地域交流、国際交流事業に参加しているか。							
903	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	社会連携・社会貢献の適切性について、2023年度第2回大学教務委員会(2023年5月24日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準9)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・社会連携・社会貢献活動に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、社会連携・社会貢献活動の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。		参考 各種事業の利用状況、効果等の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	次年度よりディプロマコースを募集停止し、科目等履修生として受け入れることを決定した。 新型コロナウイルスの感染状況が年々改善していることからPBL活動は徐々に活発化してきており、次年度も引き続き本制度を運用することを確認した。					

2022年度自己点検・評価シート (大学全体)

大学基準10 大学運営

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組みなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
1001	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を明示しているか。 (2) 学内構成員に対し大学運営に関する方針を周知しているか。	A A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」を定めている。大学運営に関しては「大学運営に関する方針」として定めている。 「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」「大学運営に関する方針」は大学公式サイトでも公表し、教職員のみならず、広く一般にも公開している。			・大学運営に関する方針は、どのような内容か。 ・大学運営に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		■管理運営に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・大学公式サイト 大学運営に関する方針
1002	方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	A	(1) 適切な大学運営のための組織の整備として下記を実施しているか。 ・学長の選任方法・権限の明示 ・役職者の選任方法・権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応	A	大学の内部組織及び運営、業務分掌、役職等については「大学規程」に定めている。 学長は「学長候補者選考規程」に基づき選考が行われ、福音主義キリスト教信者である者が選任される。選考は、大学専任教員による選挙の結果を受けて、大学評議会で学長候補者を決定し、理事会に推挙する。最終的には、理事会で審議決定される。(2022年度末、「学長候補者選考規程」「学長候補者選挙管理委員会内規」の改正を行い、学長候補者の選考プロセスが一部変更となるが、学長候補者の選考自体は2023年度に行われる。) 学長の権限については、「大学規程」第2条に「学長は、大学を代表し、校務を統括する。」「学長は、校務全般について決定権とその責任を有する。」と規定している。 大学の役職者については「大学規程」第8条に列記され、各役職者の権限等については同規程第9条から第17条までにそれぞれ定め、選任方法等については同規程第18条に規定している。 大学の運営に関する重要事項についての意思決定は、大学評議会・大学院委員会において行われる。また、学長の意思決定を支えるため、学長の諮問機関として学部長会議、大学協議会、将来計画委員会を設置している。			・大学運営に関わる組織等は、大学運営に関する大学としての方針に沿って、どのように編成されているか。 ・学長等の役職者、教授会等の機関について、それぞれどのような権限と役割が規程上定められているか。 ・意思決定、権限執行等は、関係法令や規程に従って行われているか。		■規程集(法人及び大学のもの) ・学校法人フェリス女学院規則集 ■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学長選出・罷免に関する規程 ・学長候補者選考規程 ・学長候補者選挙管理委員会内規 ■役職者の職務権限に関する規程 ・大学規程 ■教授会規程 ・教授会及び研究科委員会規程 ■設置法人の理事会名簿(役職、氏名、所属先等を明示したもの) ・学院公式サイト 法人の役員・組織(理事会名簿)

1002	(つづき)	(つづき)	<p>教授会については大学学則第39条及び大学規程第35条、研究科委員会については大学院学則第36条及び大学規程第36条にそれぞれ定め、その役割等については「教授会及び研究科委員会規程」に規定している。教授会・研究科委員会は同規程第3条に定める審議事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。明記し、教授会・研究科委員会の意思決定の範囲を明確にしている。</p> <p>なお、大学に関わる重要な意思決定は最終意思決定機関である理事会の承認を得て行われる。本法人の審議会議体には、理事会のほか、常任理事会、統括管理職会議があるが、理事である学長はいずれの会議体の構成員となっている。理事会及び常任理事会には、学長及び大学選出理事(専任教員)1名が構成員として出席するほか、副学長2名及び学部長3名が大学からの陪席者として出席している。法人の会議体において、大学からは教学の観点からの意見を申し述べ、法人からは管理・運営面からの意見が示されるなど、教学活動の支援、実現に向けた双方からの意見交換が定期的に行われている。</p> <p>教職員からの意見については、各種委員会において、教員と職員が連携して運営しており、委員会での審議に反映している。</p>			<p>・大学運営に関わる組織等は、大学運営に関する大学としての方針に沿って、どのように編成されているか。</p> <p>・学長等の役職者、教授会等の機関について、それぞれどのような権限と役割が規程上定められているか。</p> <p>・意思決定、権限執行等は、関係法令や規程に従って行われているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■規程集(法人及び大学のもの) ・学校法人フェリス女学院規則集 ■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学長選出・罷免に関する規程 ・学長候補者選考規程 ・学長候補者選挙管理委員会内規 ■役職者の職務権限に関する規程 ・大学規程 ■教授会規程 ・教授会及び研究科委員会規程 ■設置法人の理事会名簿(役職、氏名、所属先等を明示したもの) ・学院公式サイト 法人の役員・組織(理事会名簿)
	(つづき)	(2) 適切な危機管理対策を実施しているか。	<p>危機管理対策については、大学が主催する各種プログラム(海外短期研修、交換・認定留学、海外インターンシップ、国内・海外の研修旅行・ゼミ旅行・部活動合宿等)の実施中に事故が発生した場合などの緊急事態に備え、国内/海外危機管理マニュアルを整備するとともに、危機管理要員の教職員を対象とした説明会も毎年開催している。</p> <p>海外短期研修への参加等、留学する学生を対象にも危機管理説明会を開催し、注意喚起を促している。</p> <p>キャンパスでの火災、地震その他の災害等発生時の訓練として、各キャンパスにおいて学生、教職員を対象とした避難訓練を学期ごとに実施している。また、災害に関する意識を高めるための啓発活動・企画(災害カードの配布、動画配信)を避難訓練と同時期に実施し、災害対策に備えている。</p> <p>学校運営における危機管理体制の強化については、学院中期計画に盛り込まれ、学院全体で危機管理計画の策定、危機管理規程類の制定、危機管理マニュアルの整備等が行われている。</p>					

1003	予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	B	<p>(1) 予算執行プロセスの明確性・透明性を高めるため、下記に取り組んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定 	<p>B</p> <p>予算編成は、理事会で承認された学院の予算編成方針に基づき行われる。大学では、例年、学長と大学事務部長が「大学事業計画及び予算策定方針」を作成し、各部門の所属長に対し周知の上、事業計画案と予算案の提出を求めている。各部門から提出される予算案については、学長、事務部長、総務課、企画・広報課が大学中期計画と予算の関連性や事業の優先順位を考慮しながら、各部門の所属長に対しヒアリングを実施の上、調整し、大学評議会の議を経て本部事務局に提出している。</p> <p>予算執行においては、「経理規程」「予算執行及び契約に関する規程」により執行権限が規定され、責任が明確にされている。</p> <p>大学における最終的な統括責任者は学長であるが、執行額と予算部門により執行責任者を定め、決裁権限を委譲することで、権限と責任を明確化するとともに予算執行の決裁及び手続の円滑化を図っている。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成は、どのように行われているか。 ・予算執行は、どのように行われているか。 ・予算執行における透明性は、どのように確保されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 寄附行為又は定款 ・ 学校法人フェリス女学院寄附行為
		B	<p>(1) 予算執行プロセスの明確性・透明性を高めるため、下記に取り組んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定 	<p>B</p> <p>予算執行状況については、大学事務部の各所管において会計システムで把握する体制が整備されている。会計システムが導入されていない教育系の所管については、毎月、総務課から実績表を配布し、執行状況を確認することとしている。</p> <p>大学全体の執行については、本部事務局財務課から定期的に提供される月次決算により学長、事務部長、総務課での把握が可能となっている。</p> <p>なお、予算執行の変更や予定外の執行については稟議での承認を必須としており、予算執行の透明性を図っている。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成は、どのように行われているか。 ・予算執行は、どのように行われているか。 ・予算執行における透明性は、どのように確保されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 寄附行為又は定款 ・ 学校法人フェリス女学院寄附行為
1004	法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	B	<p>(2) 大学運営に関わる適切な組織を構成し人員を配置しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善 	<p>B</p> <p>(事務職員の人事制度は学院の記載のとおり。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する課題への対応や、本学の教育理念を実現するための活動については、それぞれの分野に関する専門的な知識を持つ人材や経験者を嘱託職員として採用している（ボランティアセンター、宗教センター、バリアフリー推進室、演奏会室など）。 ・教学運営・大学運営については、実務レベルでの協働を行うと同時に、主に教員で構成される各種委員会のメンバー（構成員・陪席）に職員が入り、大学運営に関する企画・立案等のプロセスにも関与できる体制が整備されている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・事務組織は、大学業務を円滑かつ効果的に行えるよう、編成されているか。 ・職員の採用、昇任等の人事は、どのように行われているか。 ・多様化、専門化する課題に対応するために、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置等について、どのように配慮されているか。 ・大学運営において、教員と職員はどのように協働しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人及び大学の組織機構が分かる資料 ・ 本部事務局規程 ■ 職員採用規程 ・ 専任職員採用規程 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事務組織の適切な機能を示す資料として、教学運営等における教職協働の取り組み事例に関する資料などが考えられます。
1005	大学運営を適切かつ効果的にを行うために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	A	<p>(1) 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）を組織的に実施しているか。</p>	<p>A</p> <p>大学では、大学運営を適切かつ効果的にを行うため、「フェリス女学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント（SD）の実施方針」を定め、教職員を対象としたSD活動の推進に取り組んでいる。</p> <p>実施に当たっては、全学内部質保証推進委員会で年間の計画を確認することとしているが、年度の途中であっても必要に応じて新たな研修・取組を実施することとしている。テーマとしては「中期計画、事業計画」「財政」「危機管理（学生派遣・引率関係）」「研究倫理教育」「ハラスメント」を扱うこととし、例年、事業計画説明会、決算報告及び財政勉強会、危機管理説明会、ハラスメント防止研修会を実施している。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、どのようなスタッフ・ディベロップメント（SD）活動が組織的に実施されているか。 ・職員に対する業務評価や、それに基づく処遇改善は、どのように行われているか。 	<p>17 スタッフ・ディベロップメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ SD実施計画、実施報告、研修内容一覧など大学としてのSDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料 ・ フェリス女学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント（SD）の実施方針

1006	大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	大学運営の適切性について、学長・事務部長が、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準10)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・監査は、適正なプロセス及び内容で行われているか。 ・事務組織のあり方等を含む大学運営に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、大学運営の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。	■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■監事による監査報告書 ・監事による監査報告書(決算報告書抜粋) ■監査法人又は公認会計士による監査報告書 ・監査法人又は公認会計士による監査報告書(決算報告書抜粋) ■事業報告書 ・事業報告書 <<参考>> ■監査に関するもののほか、組織改革など大学運営に関する事項の改善実例を示す資料や、大学運営の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだ事実を示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 監査プロセスは適切か。		(本部事務局で記載)				
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	B	点検・評価において確認された課題に引き続き取り組んでいく。				

2022年度自己点検・評価シート
(本部事務局)

大学基準10 大学運営

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
1001	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。		(1)大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を明示しているか。 (2)学内構成員に対し大学運営に関する方針を周知しているか。					・大学運営に関する方針は、どのような内容か。 ・大学運営に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		■管理運営に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・大学公式サイト 大学運営に関する方針
1002	方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	A	(1)適切な大学運営のための組織の整備として下記を実施しているか。 ・学長の選任方法・権限の明示 ・役職者の選任方法・権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応	A	<p>本学は、学校法人フェリス女学院のもとに設置されており、大学のほかに中学校・高等学校が設置されている。学校法人及び設置校に関わる重要な意思決定は最終意思決定機関である理事会の承認を得て行われる。理事会については「寄附行為」に定めており、法人の代表である理事長が招集し、議長となる。また、理事会の方針に基づき、理事会の決議によって委任された学院業務運営の特定事項及び理事長が必要と認めた事項について審議し決定する機関として常任理事会が設置され、学院業務運営の全般的計画樹立、各部門間業務調整等のほか、学院の重要事項について審議し、学院長の意思決定を扶ける機関として統括管理職会議が設置されている。</p> <p>理事会及び常任理事会には学長及び大学選出理事(専任教員)1名が構成員に含まれており、大学からの陪席者として副学長2名、学部長3名、大学事務部長1名が出席している。統括管理職会議には学長が構成員として含まれている。また、法人には評議員会を置き、法人の業務若しくは財産の状況、役員の業務執行の状況について意見具申等を行う役割を担っている。評議員の定員37~39名のうち10名は教職員から選任されており、大学から教員4名、事務局から職員3名が構成員となっている。これらの学院運営上、主要な役割を持つ会議体において、大学からは教学の観点からの意見を申し述べ、法人としては管理・運営面からの意見を示すなど、教学活動の支援、実現に向けた双方からの意見交換を密に行っている。</p> <p>なお、学長の選任方法は2022年度に見直した。具体的には、業務執行理事として教育、研究、大学運営全般を統括する役割を十全に果たすことのできる人物を広く候補者から選任できるよう、理事会の下に新たに学長候補適任者選考委員会を設け、理事会が学長候補者の選考に役割を果たすように制度を整備した。</p>			・大学運営に関わる組織等は、大学運営に関する大学としての方針に沿って、どのように編成されているか。 ・学長等の役職者、教授会等の機関について、それぞれどのような権限と役割が規程上定められているか。 ・意思決定、権限執行等は、関係法令や規程に従って行われているか。		<p>■規程集(法人及び大学のもの)</p> <p>・学校法人フェリス女学院規則集 2021年度版</p> <p>■寄附行為又は定款</p> <p>・学校法人フェリス女学院寄附行為</p> <p>■学長選出・罷免に関する規程</p> <p>・学長候補者選考規程</p> <p>・学長候補者選挙管理委員会内規</p> <p>■役職者の職務権限に関する規程</p> <p>・大学規程</p> <p>■教授会規程</p> <p>・教授会及び研究科委員会規程</p> <p>■設置法人の理事会名簿(役職、氏名、所属先等を明示したもの)</p> <p>・学院公式サイト 法人の役員・組織(理事会名簿)</p>

1002	(つづき)	A	(2) 適切な危機管理対策を実施しているか。	A	<p>「中期計画2021-2025」の一環として危機管理体制の強化に取り組んでいる。具体的には、危機対応時の基本的な組織体制の構築及び5つの特定リスク（自然災害、火災、感染症、不正・不祥事、情報リスク）に対する危機管理計画を策定している。2022年度末時点では、基本的な組織体制の構築と、自然災害、火災、不正・不祥事、情報リスクに対する危機管理計画の策定が完了しており、残る感染症は2023年度に完了させる見込みである。また、危機発生時の広報の在り方を示した危機管理広報マニュアルを2022年度に作成した。</p>			
1003	予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	B	<p>(1) 予算執行プロセスの明確性・透明性を高めるため、下記に取り組んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定 	B	<p>予算執行プロセスについては、「経理規程」、「予算執行及び契約に関する規程」により執行権限が規定され、責任が明確にされている。大学における最終的な責任者は学長であるが、執行額と予算部門により決裁権限（執行責任者）を定めることで、権限と責任を明確化するとともに予算執行の決裁及び手続の円滑化を図っている。なお、5万円以上の執行に関しては予め稟議での承認を要することとしている。</p> <p>また、上半期の予算執行状況を理事会及び評議員会に報告しているほか、定期的に財務課から理事長を始めとする経営層に決算予測情報を提供しており、財政に関するモニタリングを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成は、どのように行われているか。 ・予算執行は、どのように行われているか。 ・予算執行における透明性は、どのように確保されているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為
1004	法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	B	<p>(1) 大学運営に関わる適切な組織を構成し人員を配置しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善 	B	<p>適切な教職員数を実現するため、「中期計画2021-2025」において教職員の定員を定めており、この定員を充足できるよう採用と配置を行っている。</p> <p>職員の採用は専任職員採用規程、昇格は事務職員人事規程に則り運用している。他大学や異業種からの中途採用者を登用し、多様化・専門化する業務に対応できる体制の整備を進めている。</p> <p>職員人事評価制度については、2020年度からの試験導入に関する検証を基に必要な調整と整備を行い、2022年度に対象職員全ての本導入を完了させた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務組織は、大学業務を円滑かつ効果的に行えるよう、編成されているか。 ・職員の採用、昇任等の人事は、どのように行われているか。 ・多様化、専門化する課題に対応するために、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置等について、どのように配慮されているか。 ・大学運営において、教員と職員はどのように協働しているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ■法人及び大学の組織機構が分かる資料 ・本部事務局規程 ■職員採用規程 ・専任職員採用規程 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事務組織の適切な機能を示す資料として、教学運営等における教職協働の取り組み実例に関する資料などが考えられます。
1005	大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	A	<p>(1) 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）を組織的に実施しているか。</p>	A	<p>オンラインを取り入れながら学院の研修体系に定めた各種研修を実施した。コロナ禍で減少した職員間の交流を活性化させるため、2022年度は専任・嘱託職員全員を対象として、コミュニケーションをテーマとした全体研修を実施した。また、全体研修のほか、過年度に引き続きWeb研修ツールの提供や自己啓発支援を行い、職員の自発的な学びを支援している。</p> <p>新入職員の育成については、新人研修実施後に所属部署のサポーターが業務の修得を支援するとともに、入職後一定期間を経た後に人事課によるフォローアップ面談を実施している。このように、所属部署と人事課が連携し、新入職員一人ひとりにあった指導に努めている。</p>	<p>Web研修ツールや自己啓発支援制度の利用実績が伸び悩んでいる。そのため、今後活用促進のための対策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、どのようなスタッフ・ディベロップメント（SD）活動が組織的に実施されているか。 ・職員に対する業務評価や、それに基づく処遇改善は、どのように行われているか。 	<p>17 スタッフ・ディベロップメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■SD実施計画、実施報告、研修内容一覧など大学としてのSDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料 ・フェリス女学院大学におけるスタッフ・ディベロップメント（SD）の実施方針

1006	大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	B	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	B	事実誤認なく点検を行うため、項目ごとに適切な部署(当該項目に関連する部署)を点検・評価担当部署として設定するとともに、取りまとめ部署(本部事務局内では経営推進課)が点検・評価結果の妥当性を確認している。				
			(2) 監査プロセスは適切か。	A	<p>三様監査体制を整備しており、監事、監査法人、内部監査室それぞれが監査計画のもと、定期的又は必要に応じ監査を実施している。</p> <p>監事は、「監事監査規程」に基づき、学院の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行っている。監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき実施されるもので、毎年度、監査計画書に基づき実施されている。内部監査室による監査は「内部監査規程」に則り、監査計画に基づく定期監査と、理事長の指示に基づいて対象事項及び対象部門等を指定して実施する特別監査を行っている。なお、大学運営に関する項目としては、会計・稟議書監査、外部団体(周辺会計)監査、科研費に関する監査を定期的実施している。</p> <p>また、監事、監査法人、内部監査室は上述の監査のほか、合同での打合せを年に複数回(最低4回)行い、相互の情報共有と連携を図っている。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査は、適正なプロセス及び内容で行われているか。 ・ 事務組織のあり方等を含む大学運営に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・ 上記の自己点検・評価結果に基づき、大学運営の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 寄附行為又は定款 ・ 学校法人フェリス女学院寄附行為 ■ 監事による監査報告書 ・ 監事による監査報告書(決算報告書抜粋) ■ 監査法人又は公認会計士による監査報告書 ・ 監査法人又は公認会計士による監査報告書(決算報告書抜粋) ■ 事業報告書 ・ 事業報告書 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 監査に関するもののほか、組織改革など大学運営に関する事項の改善実例を示す資料や、大学運営の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだ事実を示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・ 自己点検・評価シート
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。						

2022年度自己点検・評価シート (国際課)

任意1(国際課)

任意1 国際化推進

1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①点検・評価項目	評価 ①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価 ②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
1201	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえた国際化推進に関する方針を明確に定めているか。	A	2021-2025年度中期計画申請様式及び2022年度事業計画において明確に定めている。年度はじめに国際センター委員会でもその方針を確認している。	国際センターでは当初予定していなかった事業を急ぎ実施する場合もあるが、その場合でも事業計画で立てた目的に外れることないように配慮するとともに、柔軟かつ迅速な実施に向けて取り組んでいる。		・国際化推進に関する方針は、どのような内容か。 ・国際化推進に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		■国際化推進に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「学生支援方針」
1202	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1) 留学希望者に対し、十分な情報及び機会の提供、支援を行っているか。	A	【情報提供】 ①国際課サイトによる情報発信 コロナ禍での運用変更を継続する形で、国際課サイトを中心に学生に情報提供を行っており、留学情報冊子「Study Abroad」も国際課サイトから閲覧できるようにしている。 ②各種留学プログラム説明会の実施。 留学説明会2回(4/5、4/6)、交換留学説明会14回(4/28～5/2、5/9～5/13、11/21、11/24、11/25、11/29～12/1)、認定留学説明会2回(5/13、11/22) ③危機管理説明会の実施 危機管理コンサルタント及び保険代理店のスタッフからの各種説明会の実施 危機管理レクチャー2回(5/18、10/18)、危機管理セミナー2回(7/15、1/12)、危機管理ポイント講座2回(7/22、1/13)、留学準備講座(海外留学保険)3回(7/4、11/1、1/10) 【留学プログラムの提供】 長期留学は清華大学(中国)を除くすべての協定校の募集を再開し、交換留学12人、認定留学9人を派遣した。 短期留学では、2022年度夏はすべての派遣プログラムが実施できなかったため、代替措置として2021年度と同様に海外協定校6校が実施する7つのオンラインプログラムを提供し5人が参加した。 【留学支援】 英語検定対策講座(TOEFL講座、IELTS講座)を前期と後期にそれぞれ1講座を開講し、TOEFL講座へ前期:8人、後期:3人、IELTS講座へ前期:11人、後期:3人の参加者があった。	【情報提供】 新型コロナ収束前の派遣となるため危機管理関係の説明会を多く実施し、その結果大きなトラブルなく留学プログラムを実施することができた。 【留学プログラムの提供】 海外短期研修を2022年度春季に2研修再開することができ、カナダは20名、ベトナムは8名の参加者があった。特にベトナムでの研修(アジア現地実習)は今回が初めての実施となり、現地のフエ大学の学生との交流や環境関係の施設の視察等、非常に満足度の高い研修となった。		・留学希望者に対する支援は、どのように行われているか。 ・外国人留学生の受け入れ、教育及び生活に対する支援は、どのように行われているか。 ・学生の海外留学における安全は、どのように確保されているか。		■留学制度や経済的支援制度を学生に周知するための資料 ・海外留学ガイドブック「Study Abroad」 ・協定校別、留学プログラム別のリーフレット ・大学基礎データ_留学生数推移データ
			(2) 外国人留学生の受け入れ、教育及び生活に対する適切な指導・支援を行っているか。	A	【受入実績】 私費留学生:2人、受入交換留学生:10人を受け入れた。2022年春に日本の水際対策が緩和されたことに伴い受入交換留学生は迎えることができたが、私費留学生はコロナ禍で日本に滞在中の留学生が少なかったこともあり、受入人数も少なくなった。 【教育支援】 私費及び交換留学生の学習支援としてLA・チューター制度を積極的に活用した。 チューター利用状況:【前期】私費3名、交換1名、5科目、採用者5名 【後期】私費1名、交換1名、4科目、採用者4名 LA利用状況:【前期】私費4名、交換3名、採用者10名 【後期】私費0名、交換6名、採用者6名) 【経済支援】 例年通り、学内奨学金、学外奨学金の利用を推奨するとともに、申請・受給手続をサポートした。	【教育支援】 教育支援としての留学生サポーター制度を活用した留学生の成績は良好で、制度の効果を確認できる。 【生活支援】 オンラインでもさまざまな教育支援、生活支援を行うことが可能であり、家族や親族が近くにいなくても生活環境において、留学生が安心して生活する助けとなった。また、メンターをはじめとする留学生サポーターの存在も、留学生にとって良い相談相手となったことが留学生の声から明らかになっている。	私費留学生の入学確保に向けて、2022年度はコロナ禍において日本へ入国できなかった留学生が多く、その中で女子の大学進学希望者が非常に限られていた。2023年度以降は徐々に日本国内の日本語学校に在籍する外国人留学生が増えていくことが予想されているため、日本語学校への訪問やメール等で定期的なコンタクトを取りながら志願者確保に向けて継続的に働きかけていく必要がある。		大学基礎データ_表7	

1202	(つづき)		(3) 大学の教育理念を踏まえた国際交流活動の機会を提供しているか。	A	<p>【協定校との交流】 JASSO海外留学支援制度(協定受入)採択プログラムとしてフィリピン大学ディリマン校から学生8名、引率教員1名を受入れ、本学学生との交流イベントを実施し、合同授業へ24名、鎌倉散策へ14名、横浜能楽堂の見学に2名が参加した。</p> <p>【平和学習(ジャパスタディツアー)】 ①沖縄(オンライン):受入交換留学生6名、在学生4名、②広島(オンライン):受入交換留学生6名、在学生9名、③広島(リアルツアー):受入交換留学生6名、在学生4名の参加があった。</p>	<p>【協定校との交流】 フィリピン大学からの受入れ学生との交流は、2019年度以来の実施となり、JASSOの追加採択で急ぎ実施したにも関わらず、多くのフェリス生が参加したことから、学生の関心の高さがうかがえた。</p> <p>【受入交換留学生を中心とした学内交流】 オンラインを活用することにより、対面ではかなわなかった受け入れ前の交換留学生にも参加してもらうことができた。またオンラインでの講座と対面でのツアーを組み合わせることでプログラム内容の充実につながった。</p>				
			(4) 適切な危機管理体制を構築し、実効性を担保しているか。	A	<p>【危機管理体制】 留学プログラムの派遣先国・地域の状況を、本学が定めた「派遣可否判断基準」「留学プログラム再開判断基準」をもとに毎月の国際センター委員会及び教授会で情報を共有した。募集前や派遣直前では改めて対象となるプログラム及び留学先の情報集め、派遣・募集可否を国際センター委員会、教授会で審議する体制を継続した。</p>					
1203	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。	A	2023年度第4回国際センター委員会(2023年6月21日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(任意1国際課)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			<ul style="list-style-type: none"> 国際化推進に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 上記の自己点検・評価結果に基づき、留学支援の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 		<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	所管委員会である国際センター委員会にて情報を共有し、次回に向けて改善・向上を行っている。					

2022年度自己点検・評価シート
(就職課)

任意2進路支援(就職課)

任意2 進路支援

(大学基準7 学生支援)
大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目(細目)	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
1301	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	A	(1)大学の理念・目的を踏まえた進路支援に関する方針を明確に定めているか。	A	本学は、建学の精神及び教育理念をふまえて「フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針」を定めている。学生支援(キャリア形成支援)に関しては「学生支援方針」として定め、大学公式サイトに掲載している。 https://www.ferris.ac.jp/information/approach/			・学生支援に関する方針は、どのような内容か。 ・学生支援に関する方針は、どのように学内で共有されているか。		■学生支援に関する方針を明らかにし学内で共有した資料 ・フェリス女学院大学の教育・研究活動の方針「学生支援方針」
1302	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	A	(1)学生の進路に関する適切な支援として下記を実施しているか。 ・キャリア教育の実施<2020年3月追加> ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施	A	1. インターンシップの拡充 2022年度は自治体(特別区)とリゾート施設を運営する民間企業のインターンシップを新規開拓したことにより、実習先のバリエーションを増やすことができた。 2. キャリア形成支援プログラム(低学年対象)の体系化 早期化する就職活動を見据え、2年生特化したガイダンスを実施。また、新たなキャリアプログラムとして、2022年度は新たに地元のタウン誌を発行する企業で9か月間にわたる記者体験プログラムを実施した。 3. 企業との連携強化 情報交換会への参加回数を増やし、企業との関係構築を図った。また、1月~2月に実施した学内オープンセミナーへの出講企業が過去最多水準の102社となった。 4. 就職講座・セミナーの充実 オンラインの講座を活用しつつも、2021年度よりも対面の就職講座の割合を増やして実施した。特に模擬面接は対面慣れしていない学生を想定して、その割合を前年度より増やして実施した。 5. 就職相談体制の強化 対面授業再開に合わせて、相談形式も対面、WEB、電話の3方式での対応を行い、学生の利便性向上を図った。なお、2023年卒生の累計の相談利用件数は、2022年卒生と比べて、117%であった。			[進路支援] ・学生の社会的及び職業的自立に向けた教育(キャリア教育)は、どのように行われているか。 ・進路選択に関わる支援やガイダンス、その他キャリア形成支援は、どのように行われているか。		■キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況が分かる資料 ・大学公式サイト キャリア形成サポート ・就職・キャリア形成支援活動計画 ・就職講座一覧
1303	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1)適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。 (2)点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	学生支援(進路支援)の適切性について、2023年度第2回就職委員会(2023年5月24日開催)において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート(任意2進路推進)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。 就職支援に関する業務については、すべて実施後すみやかに振り返りを行い、次回、次年度へ向けての改善点の洗い出しと効果的な施策の実施を行っている。			・学生支援に関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、学生支援の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。		<<参考>> ・学生実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みや、学生支援の適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート